

商標審査基準改訂案（4条）

※網掛け部分は、パブリックコメントの結果を踏まえて、修正すべき事項として事務局より提案するもの

商標法4条1項1号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>第3 第4条第1項及び第3項（不登録事由） 二、第4条第1項第1号</p> <p>一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標</p> <p>1. 「国旗」について 「国旗」とは、日章旗をいう（国旗及び国歌に関する法律（平成11年8月13日法律第127号）第1条）。</p> <p>2. 「菊花紋章」について 「菊花紋章」とは、菊花の花弁の数が16枚からなる我が国の皇室の紋章をいう。</p> <p>3. 「勲章、褒章」について 「勲章、褒章」とは、いずれも我が国のものであって、かつ、査定時に現に存在するものに限る。 (1) 主な「勲章」の例（出典：内閣府賞勲局）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>大勲位菊花章</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>桐花大綬章</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旭日章</p> </div> </div>	<p>第3 第4条第1項及び第3項（不登録事由） 二、第4条第1項第1号</p> <p>一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>1. 「勲章、褒章又は外国の国旗」は、現に存在するものに限るものとする。 また「外国」とは、我が国が承認している国に限らず、承認していない国をも含むものとする。</p>



瑞宝章



文化勲章



宝冠章

(2) 主な「褒章」の例 (出典：内閣府賞勲局)



紅綬褒章



緑綬褒章



黄綬褒章



紫綬褒章



藍綬褒章



紺綬褒章

4. 「外国の国旗」について

「外国の国旗」には、我が国が承認している国に限らず、承認していない国の国旗をも含む。

また、査定時において現に存在する国に限るものとする。

(第4条第1項第7号へ移動)

5. 「同一又は類似の商標」について

(1) 本号における類否は、国家等の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体がこれら国旗等と紛らわしいか否かにより判断する。

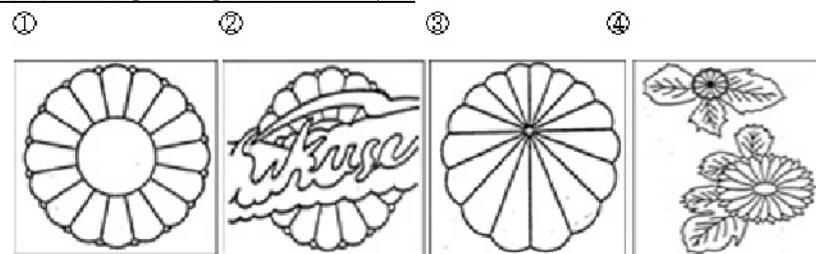
例えば、出願商標が、その一部に国旗等を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

(2) 「菊花紋章」の判断の例

上記(1)に加え、出願商標が、菊花を表し、その花卉の数が12以上24以下で表示されている場合は、「菊花紋章」に類似するものと判断する。ただし、出願商標が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ① 花心の直径が花卉の長さより大きいもの
- ② 菊花の3分の1以上が他のものにより覆われ、又は切断されているもの
- ③ 花心が花の中心からその半径の4分の1以上片寄ったもの
- ④ 菊花の形状が明らかに紋章を形成せず、かつ、生花を表したと認められるもの

(例) 上記①から④に該当する標章



6. 色彩を組み合わせてなる商標について

色彩のみからなる商標のうち、色彩を組み合わせてなるものが外国の国旗と同一又は類似の標章である場合には、原則として、本号に該当するものと判断する。

2. 商標の一部に国旗又は外国の国旗の図形を顕著に有するときは、国旗又は外国の国旗に類似するものとする。国旗又は外国の国旗の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する商標は、たとえ、それらと類似しない場合であっても、第4条第1項第7号の規定に該当するものとする。

3. 菊花の紋章でその花卉の数が12以上24以下のもの及び商標の一部に菊花紋章又は上記の菊花の紋章を顕著に有するものは、原則として、菊花紋章に類似するものとする。ただし、次のものは、この限りでない。

- (1) 花心の直径が花卉の長さより大きいもの
- (2) 菊花の3分の1以上が他のものにより覆われ、又は切断されているもの
- (3) 花心が花の中心からその半径の4分の1以上片寄ったもの
- (4) 菊花の形状が確然と紋章を形成せず、かつ、生花を模倣したと認められるもの

(新設)

4. 色彩のみからなる商標のうち、色彩を組み合わせてなるものが国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の標章である場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>三、第4条第1項第2号、第3号及び第5号（国の紋章、記章等）</p> <p>ニ パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標</p> <p>三 国際連合その他の国際機関（ロにおいて「国際機関」という。）を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> <p>ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であって、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの</p> <p>五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの</p> <p>1. 「経済産業大臣が指定するもの」について <u>「経済産業大臣が指定するもの」は、いずれも、官報に経済産業省告示として、告示番号や告示日と共に掲載されているものである。</u> <u>例えば、以下のものがある。</u></p>	<p>三、第4条第1項第2号、第3号及び第5号（国の紋章、記章等）</p> <p>ニ パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標</p> <p>三 国際連合その他の国際機関（ロにおいて「国際機関」という。）を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> <p>ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であって、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの</p> <p>五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの</p> <p>1. 下記例示は、「経済産業大臣が指定するもの」であり、これらは官報に掲載されている。</p>

(1) 第2号

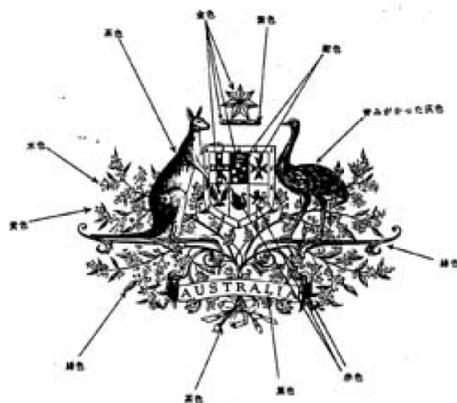
(例1) アメリカ合衆国の記章

(通商産業省告示昭和51年第356号 昭和51年8月6日告示)



(例2) オーストラリア連邦の紋章

(通商産業省告示平成6年第74号 平成6年2月16日告示)



第2号関係：



(2)第3号

(例1) 国際連合の標章

(通商産業省告示平成6年第253号 平成6年4月26日告示)



(例2) 世界知的所有権機関の標章

(通商産業省告示平成6年第275号 平成6年4月26日告示)



(3)第5号

(例1) マレーシアの監督用又は証明用の印章又は記号

(経済産業省告示平成26年第196号 平成26年9月26日告示)

商品又は役務：輸送，食肉，魚 等)

第3号関係：



第5号関係：



白

黒

(例2) 大韓民国の監督用又は証明用の印章
 (経済産業省告示平成26年第241号 平成26年12月12日告示
 商品又は役務：木材製品)



黒



本商標は、ブラジル連邦共和国政府の登録商標であり、本商標を
 使用することは、ブラジル連邦共和国政府の許可を得ること
 が必要である。

○ブラジル連邦共和国政府が用いる印
 章指定 [商標法第七十一条第三項]
 この商標は、ブラジル連邦共和国政府の登録商標であり、本
 商標を無断で使用することは、ブラジル連邦共和国政府の
 許可を得ることが必要である。

2. 第2号について

(1) 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国家の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体が国の紋章等と紛らわしいか否かにより判断する。

例えば、出願商標が、その一部に国の紋章等を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

3. 第3号について

(1) 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国際機関の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体がこれら国際機関を表示する標章と紛らわしいか否かにより判断する。

例えば、出願商標が、その一部に国際機関を表示する標章を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

(2) 本号イにいう「需要者の間に広く認識されている」について

(ア) 需要者の範囲は、最終需要者まで広く認識されている場合のみならず、取引者の間に広く認識されている場合を含む。

(イ) 「需要者の間に広く認識されている」か否かの判断における考慮事由及び証拠方法は、この基準第2（第3条第2項）の2. (2) 及び (3) を準用する。

(新設)

2. 第3号における「類似」の判断は、当該国際機関等の権威を損じ、尊厳を害するような商標を一私人に独占させることを防止するという目的に照らし、同機関等を表示する標章と相紛らわしいか否かを考慮するものとする。

3. 第3号イでいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終需要者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含む。

4. (1) 第3号イでいう「需要者の間に広く認識されている商標」については、例えば次の事実を総合勘案して判断する。

- ① 実際に使用している商標並びに商品又は役務
 - ② 使用開始時期、使用期間、使用地域
 - ③ 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
 - ④ 広告宣伝の方法、回数及び内容
 - ⑤ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容
 - ⑥ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果
- (2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。
- ① 広告物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし、テレビCM等）
 - ② 仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿
 - ③ 商標が使用されていることを明示する写真又は動画
 - ④ 広告業者、放送業者、出版業者又は印刷業者の証明書
 - ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
 - ⑥ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書

(3) 本号イにいう「需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するもの」について

本号イにおける類否の判断は、需要者の間に広く認識されているために、国際機関と関係があるとの誤認を生じない商標を本号の適用対象から除外し、当該商標を保護するという観点から、当該商標の有する外観、称呼及び觀念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。

(4) 本号ロにいう「国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務」について

「誤認を生ずるおそれがない」か否かの判断については、国際機関が行う役務と出願商標の指定商品又は指定役務との関連性を勘案して判断する。

(例) 誤認を生ずるおそれがない場合

国際機関が行っている役務が食品関係であるのに対し、出願商標の指定商品が自動車である場合。

4. 第5号について

(1) 「同一又は類似の標章を有する商標」について

本号における類否は、商品の品質又は役務の質の誤認防止及び監督・証明官庁の権威の保持の観点から、出願商標が、その構成全体又はその一部に国の監督用の印章等と紛らわしい標章を有するか否かにより判断する。

(2) 「同一又は類似の商品又は役務」について

本号における商品又は役務の類否の判断については、この基準第3の十(第4条第1項第11号)11.(1)から(3)を準用する。

(注) 記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。

⑦ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等の記事

⑧ 需要者を対象とした商標の認識度調査(アンケート)の結果報告書
ただし、需要者の認識度調査(アンケート)は、実施者、実施方法、対象者等その客観性について十分に考慮するものとする。

(新設)

5. 第3号ロについては、国際機関が行う役務と出願に係る第5条第1項第3号で規定する指定商品又は指定役務(以下「指定商品又は指定役務」という。)との関連性を勘案して判断する。

第3号ロに該当する例:

- 国際機関が行う役務が食品関係
- 出願に係る指定商品が自動車

(新設)

(新設)

商標法4条1項4号

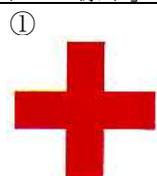
商標審査基準改訂案

四、第4条第1項第4号（赤十字等の標章又は名称）

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標

1. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の「標章」及び「名称」について

(1) 「標章」は次のとおりである。



(白地に赤十字)



(白地に赤新月)



(白地に赤のライオン及び太陽)

(2) 「名称」は次のとおりである。

① 「赤十字」

② 「ジュネーブ十字」

③ 「赤新月」

④ 「赤のライオン及び太陽」

2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第158条第1項の特殊標章のひな型は、次のとおりである。



(オレンジ色地に青色の正三角形)

現行の商標審査基準

四、第4条第1項第4号（赤十字等の標章又は名称）

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標

1. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の標章は次のとおりである。

(1)



(白地に赤十字)

(2)



(白地に赤新月)

(3)



(白地に赤のライオン及び太陽)

2. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の名称は次のとおりである。

(1) 「赤十字」

(2) 「ジュネーブ十字」

(3) 「赤新月」

(4) 「赤のライオン及び太陽」

3. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第158条第1項の特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形の標章であり、ひな型は次のとおりである。



(オレンジ色地に青色の正三角形)

3. 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、赤十字の尊厳を保持する等の公益保護の観点から、商標全体が赤十字の標章等と紛らわしいか否かにより判断する。

例えば、出願商標が、その一部に上記の1. 又は2. の標章又は名称を顕著に有する場合は、本号に該当するものと判断する。

4. 上記の1. ないし3. の標章又は名称を商標の一部に顕著に有する場合は、本号の規定に該当するものとする。

商標法4条1項7号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 284 674 309">六、第4条第1項第7号（公序良俗違反）</p> <div data-bbox="192 316 1115 384" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p data-bbox="230 336 846 362">公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標</p> </div> <p data-bbox="181 424 1122 485">1. 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」とは、例えば、以下(1)から(5)に該当する場合をいう。</p> <p data-bbox="215 632 1122 730">(1) <u>商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合。</u> <small>なお、非道徳的若しくは差別的又は他人に不快な印象を与えるものであるか否かは、特に、構成する文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断する。</small></p> <p data-bbox="215 911 1122 1010">(2) <u>商標の構成自体が上記(1)でなくても、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合。</u></p> <p data-bbox="215 1046 1032 1072">(3) <u>他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合。</u></p> <p data-bbox="215 1118 1122 1179">(4) <u>特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合。</u></p> <p data-bbox="215 1225 1122 1324">(5) <u>当該商標の出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合。</u></p>	<p data-bbox="1144 284 1637 309">六、第4条第1項第7号（公序良俗違反）</p> <div data-bbox="1155 316 2078 384" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p data-bbox="1193 336 1809 362">公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標</p> </div> <p data-bbox="1144 424 2092 628">1. 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、その構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合並びに商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も含まれるものとする。</p> <p data-bbox="1178 727 2092 865">なお、「差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音」に該当するか否かは、特にその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1031 2092 1129">2. 他の法律によって、その使用等が禁止されている商標、特定の国若しくはその国民を侮辱する商標又は一般に国際信義に反する商標は、本号の規定に該当するものとする。</p> <p data-bbox="1178 1230 1256 1256">(新設)</p>

<p>2. 本号に該当する例</p> <p>① 「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合。</p> <p>② 「〇〇士」などの文字を含み国家資格と誤認を生ずるおそれがある場合。</p> <p>③ 周知・著名な歴史上の人物名であって、当該人物に関連する公益的な施策に便乗し、その遂行を阻害する等公共の利益を損なうおそれがあると判断される場合。</p> <p>④ 国旗（外国のものを含む）の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する場合。</p> <p>⑤ 音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合。</p> <p>⑥ 音商標が国歌（外国のものを含む）を想起させる場合。</p>	<p>(新設)</p> <p>※「第4条第1項第1号2.」から移動。 「国旗又は外国の国旗の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する商標は、たとえ、それらと類似しない場合であっても、第4条第1項第7号の規定に該当するものとする。」</p> <p>(例) 音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合。</p> <p>(例) 音商標が国歌（外国のものを含む）を想起させる場合。</p>
---	---

商標法4条1項8号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 323 1115 352">七、第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）</p> <div data-bbox="192 357 1115 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 357 1115 459">他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）</p> </div> <p data-bbox="181 499 439 528">1. 「他人」について</p> <p data-bbox="181 533 1126 596">「他人」とは、<u>自己以外の現存する者をいい、自然人（外国人を含む）、法人のみならず、権利能力なき社団を含む。</u></p> <p data-bbox="181 636 439 665">2. 「略称」について</p> <p data-bbox="215 670 1126 772">(1) <u>法人の「名称」から、株式会社、一般社団法人等の法人の種類を除いた場合には、「略称」に該当する。なお、権利能力なき社団の名称については、法人等の種類を含まないため、「略称」に準じて取り扱うこととする。</u></p> <p data-bbox="215 777 1126 841">(2) <u>外国人の「氏名」について、ミドルネームを含まない場合には、「略称」に該当する。</u></p> <p data-bbox="181 880 546 909">3. 「著名な」略称等について</p> <p data-bbox="181 914 1126 1048"><u>他人の「著名な」雅号、芸名、筆名又はこれら及び他人の氏名、名称の「著名な」略称に該当するか否かの判断にあたっては、人格権保護の見地から、必ずしも、当該商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることは要しない。</u></p> <p data-bbox="181 1088 439 1117">4. 「含む」について</p> <p data-bbox="181 1121 1126 1224"><u>他人の名称等を「含む」商標であるかは、当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断する。</u></p> <p data-bbox="226 1228 1126 1292"><u>（例）商標「TOSHIHIKO」から他人の著名な略称「IHI」を想起・連想させない。</u></p> <p data-bbox="181 1367 640 1396">5. 自己の氏名等に係る商標について</p>	<p data-bbox="1144 323 2078 352">七、第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）</p> <div data-bbox="1155 357 2078 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1155 357 2078 459">他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）</p> </div> <p data-bbox="1144 499 2089 563">1. 本号でいう「他人」とは、現存する者とし、また、外国人を含むものとする。</p> <p data-bbox="1144 636 1240 665">(新設)</p> <p data-bbox="1144 914 2089 978">3. 本号でいう「著名」の程度の判断については、商品又は役務との関係を考慮するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1088 1240 1117">(新設)</p> <p data-bbox="1144 1367 2089 1396">2. 自己の氏名等と他人の氏名等が一致するときは、その他人の承諾を要する</p>

<p><u>自己の氏名、名称、雅号、芸名、若しくは筆名又はこれらの略称に係る商標であったとしても、他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称にも該当する場合には、当該他人の人格的利益を損なうものとして、本号に該当する。</u></p> <p>6. 「他人の承諾」について 「他人の承諾」は、査定時においてあることを要する。</p>	<p>ものとする。</p> <p>(新設)</p>
--	---------------------------

商標法4条1項9号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>八、第4条第1項第9号（博覧会の賞）</p> <p>政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）</p> <p>1. 「博覧会」について <u>「博覧会」には、博覧会の名称を冠するものに限らず、例えば見本市、品評会、コレクション、トレードショー、フェア、メッセ等の他の名称を冠したものも含む。</u></p> <p>2. 「特許庁長官の定める基準に適合するもの」について <u>「特許庁長官の定める基準」は、平成24年特許庁告示第6号（下記参照）において示されており、これに適合するか否かにより判断する。</u></p> <p><u>平成24年特許庁告示第6号（要件部分抜粋）</u> <u>「一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。</u> <u>二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同号の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。</u> <u>三 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。」</u></p> <p>(1) 上記一について <u>博覧会等の名称を冠した場合であっても、その目的が、単なる商品販売の一環としての百貨店や小売店等による各種の商品の即売会や絵画又は美術品等の展示会は、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断する。</u></p>	<p>八、第4条第1項第9号（博覧会の賞）</p> <p>政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）</p> <p>1. 博覧会は広く解し、品評会を含むものとする。</p> <p>2. 本号でいう「政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」かどうかは、以下の「特許庁長官の定める基準」（平成24年特許庁告示第6号）に適合するかどうかにより判断するものとする。 (1) 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。 (2) 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、本号の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。 (3) 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これに準ずるものであること。</p> <p>(新設)</p>

<p>(2) <u>上記二について</u> <u>例えば、以下(ア)から(ウ)の場合には、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断する。</u></p> <p>(ア) <u>「開設地及び開設期間」について、(i)博覧会の開設会場の収容人数が極めて少ない場合、(ii)開催地が交通不便な地域である場合、あるいは(iii)交通不便とはいえない地域であっても、例えば山岳地等の開催地であって季節によっては交通不便となる期間に開催する場合。</u></p> <p>(イ) <u>「出品者及び入場者の資格」について制限を設けている場合。ただし、開設の目的、会場の規模その他正当な理由による場合は除く。例えば、(i)博覧会の出品物が「たばこ」「アルコール飲料」等であって、それらを展示し公衆の観覧及び購買する場合に入場者の年齢に制限を設ける場合、及び(ii)開設会場が相当程度の収容人数がある場合であっても、入場者の安全性・利便性等を考慮して一定程度の制限を設ける場合等。</u> <u>なお、出品者又は入場者から出品料又は入場料を徴収することは制限には当たらないものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>「出品者数」「出品物の種類及び数量」について、博覧会の出品者数が極めて少ない場合又は限定されている場合のように、一般公衆への公開及び展示に供されることを目的とするものとは到底いえない場合。</u></p> <p>3. <u>「同一又は類似の標章を有する商標」について</u> <u>本号における類否は、博覧会で与えられる賞の權威の維持及び商品の品質又は役務の質の誤認防止の観点から、出願商標が、その構成全体又はその一部に博覧会の賞と紛らわしい標章を有するか否かにより判断する。</u></p> <p>4. <u>「その賞を受けた者」について</u> <u>「その賞を受けた者」には、賞を受けた者の営業又は事業の承継人を含む。</u></p> <p>(注) <u>記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>3. 本号でいう「その賞を受けた者」には、その者の営業の承継人を含むものとする。</p> <p>(新設)</p>
--	---

商標法4条1項10号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 280 730 308">九、第4条第1項第10号（他人の周知商標）</p> <div data-bbox="192 316 1115 419" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 316 1115 419">他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="181 459 1122 520">1. 「他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」について</p> <p data-bbox="210 560 555 587">(1) 需要者の認識について 「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、また、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む。</p> <p data-bbox="210 770 555 798">(2) 周知性の判断について 「需要者の間に広く認識されている」か否かの判断に当たっては、この基準第2（第3条第2項）の2. (2)及び(3)を準用する。なお、例えば、以下のような事情については十分に考慮して判断する。</p> <p data-bbox="266 943 797 970">(7) 取引形態が特殊な商品又は役務の場合 例えば、「医療用医薬品」、「医薬品の試験・検査若しくは研究」については、特定の市場においてのみ流通する商品又は提供される役務であること。</p> <p data-bbox="266 1118 851 1145">(4) 主として外国で使用されている商標の場合 主として外国で使用されている商標については、外国において周知であること、数か国に商品が輸出されること、又は数か国で役務の提供が行われていること。</p> <p data-bbox="181 1294 920 1321">2. 「需要者の間に広く認識されている商標」の認定について 審決、異議決定又は判決で需要者の間に広く認識された商標と認定された商標は、その認定された事実について十分に考慮して判断する。</p>	<p data-bbox="1144 280 1693 308">九、第4条第1項第10号（他人の周知商標）</p> <div data-bbox="1155 316 2078 419" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1155 316 2078 419">他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="1144 560 2085 695">1. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、また、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む。</p> <p data-bbox="1144 770 2085 831">3. 本号の規定に関する周知性の立証方法及び判断については、この基準第2（第3条第2項）の2. (2)及び(3)を準用する。</p> <p data-bbox="1144 871 2085 1038">5. 取引形態が特殊な商品又は役務（例えば、医療用医薬品のように特定の市場で流通する商品、又は医薬品の試験・検査若しくは研究のように限定された市場においてのみ提供される役務）に係る商標についての上記3. の立証方法及びそれに基づく周知性の認定については、特に当該商品又は役務の取引の実情を充分考慮するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1078 2085 1214">6. 外国の商標の我が国内における周知性の認定にあたっては、当該商標について外国で周知なこと、数カ国に商品が輸出されていること又は数カ国で役務の提供が行われていることを証する資料の提出があったときは、当該資料を充分勘案するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1254 2085 1390">7. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」の認定に当たっては、防護標章登録を受けている商標又は審決若しくは判決で需要者の間に広く認識された商標と認定された商標（注1）については、その登録又は認定に従い需要者の間に広く認識された商標と推認して取り扱うものとする。</p>

<p><u>3. 「類似する商標」について</u></p> <p>(1) <u>本号における商標の類否の判断については、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の1. から10. を準用する。</u></p> <p>(2) <u>「需要者の間に広く認識されている」他人の未登録商標と他の文字又は図形等とを結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、その未登録商標と類似するものと判断する。</u> <u>ただし、その未登録商標が既成語の一部となっていることが明らかな場合等を除く。</u> (例) 該当例は、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の<u>4. (2) (ア) ②</u>と同様である。</p> <p><u>4. 判断時期について</u> 本号の規定を適用するために引用される商標は、商標登録出願の時に(第4条第3項参照)、我が国内の需要者の間に広く認識されていなければならない。</p> <p><u>5. 商品又は役務の類否判断について</u> 本号における商品又は役務の類否判断については、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の11. を準用する。</p> <p><u>6. 出願人と本号における他人に支配関係がある場合の取扱い</u> 本号に該当するか否かの判断においては、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の13. を準用する。</p>	<p>(注1) 「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)における「日本国周知・著名商標検索」でこれらの商標を検索することができる。 (参考) その他「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料については商標審査便覧を参照。</p> <p>(新設)</p> <p>4. 本号でいう「需要者の間に広く認識された」他人の未登録商標と他の文字又は図形等とを結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、原則として、その未登録商標と類似するものとする。 ただし、その未登録商標の部分が既成の語の一部となっているものその他著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなものを除く。 (例) 該当例は、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の6. (6)と同様である。</p> <p>2. 本号の規定を適用するために引用される商標は、商標登録出願の時に(第4条第3項参照)、我が国内の需要者の間に広く認識されていなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

商標法4条1項11号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>十、第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）</p> <p>当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> <p>1. 商標の類否判断方法について</p> <p>(1) 類否判断における総合的観察</p> <p>商標の類否は、出願商標及び引用商標がその外観、称呼又は觀念等によって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に観察し、出願商標を指定商品又は指定役務に使用した場合に引用商標と出所混同のおそれがあるか否かにより判断する。なお、判断にあたっては指定商品又は指定役務における一般的・恒常的な取引の実情を考慮するが、当該商標が現在使用されている商品又は役務についてのみの特殊的・限定的な取引の実情は考慮しないものとする。</p> <p>一般的・恒常的な取引の実情の例</p> <p>指定商品又は指定役務における取引慣行</p> <p>特殊的・限定的な取引の実情の例</p> <p>① 実際に使用されている商標の具体的態様、方法</p> <p>② 商標を実際に使用している具体的な商品、役務の相違</p> <p>(2) 商標の観察方法</p> <p>(ア) 商標の類否においては、全体観察のみならず、商標の構成部分の一部を他人の商標と比較して類否を判断する場合がある。</p> <p>(イ) 商標の類否は、時と場所を異にする離隔的観察により判断する。</p> <p>(3) 類否判断における注意力の基準</p> <p>商標の類否は、商標が使用される指定商品又は指定役務の主たる需要者層（例えば、専門的知識を有するか、年齢、性別等の違い）その他指定商品又は指定役務の取引の実情（例えば、日用品と贅沢品、大衆薬と医療用医薬品などの商品の違い）を考慮し、指定商品又は指定役務の需要者が通常有する注意力を基準として判断する。</p>	<p>十、第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）</p> <p>当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> <p>1. 商標の類否の判断は、商標の有する外観、称呼及び觀念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>2. 商標の類否の判断は、商標が使用される商品又は役務の主たる需要者層（例えば、専門家、老人、子供、婦人等の違い）その他商品又は役務の取引の実情を考慮し、需要者の通常有する注意力を基準として判断しなければならない。</p>

2. 類否判断における商標の認定について

(1) 外観、称呼、観念の認定について

(ア) 外観の認定

外観とは、商標に接する需要者が、視覚を通じて認識する外形をいう。

(イ) 称呼の認定

称呼とは、商標に接する需要者が、取引上自然に認識する音をいう。

例えば、次のとおり称呼の認定を行う。

(例)

① 商標「竜田川」からは、自然に称呼される「タツタガワ」のみが生じ、「リュウデンセン」のような不自然な称呼は、生じないものとする。

② 「ベニウメ」の振り仮名を付した商標「紅梅」からは、自然に称呼される「コウバイ」の称呼も生ずるものとする。

③ 商標「白梅」における「ハクバイ」及び「シラウメ」のように2以上の自然な称呼を有する文字商標は、その一方を振り仮名として付した場合であっても、他の一方の称呼も生ずるものとする。

④ 商標が色彩を有するときは、その部分からも称呼を生ずることがあるものとする（例えば、「白い」馬や「赤い」旗の図形）。

(ウ) 観念の認定

観念とは、商標に接する需要者が、取引上自然に想起する意味又は意味合いをいう。例えば、次のとおり観念の認定を行う。

(例)

① 商標を構成する外国語について、辞書等にその意味が掲載されているとしても、当該商標に接する需要者がその意味を直ちに理解、認識し得ないと判断する場合には、当該商標からその意味による観念は生じないものとする。

② 商標が色彩を有するときは、その部分からも観念を生ずることがあるものとする（例えば、「白い」馬や「赤い」旗の図形）。

3. 外観、称呼、観念の類否について

(1) 外観の類否について

(ア) 商標の外観の類否は、商標に接する需要者に強く印象付けられる両外観を比較するとともに、需要者が、視覚を通じて認識する外観の全体的印象が、互いに紛らわしいか否かを考察する。

(新設)

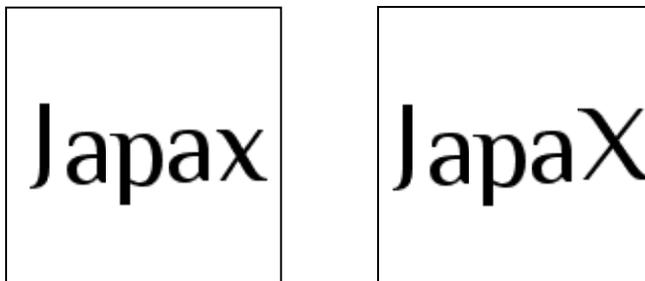
5. 振り仮名を付した文字商標の称呼については、次の例によるものとする。
- (イ) 例えば、「紅梅」のような文字については、「ベニウメ」と振り仮名した場合であっても、なお「コウバイ」の自然の称呼をも生ずるものとする。
- (ロ) 例えば、「白梅」における「ハクバイ」及び「シラウメ」のように2以上の自然の称呼を有する文字商標は、その一方を振り仮名として付した場合であっても、他の一方の自然の称呼をも生ずるものとする。
- (ハ) 例えば、商標「竜田川」に「タツタガワ」のような自然の称呼を振り仮名として付したときは、「リュウデンセン」のような不自然な称呼は、生じないものとする。
7. (2) 商標が色彩を有するときは、その部分から称呼又は観念を生ずることがあるものとする。

(新設)

(例) 外観については類似する場合

(注) 以下の例示は、外観についての類否の例であり、商標全体として、類否を判断したものではない。

①

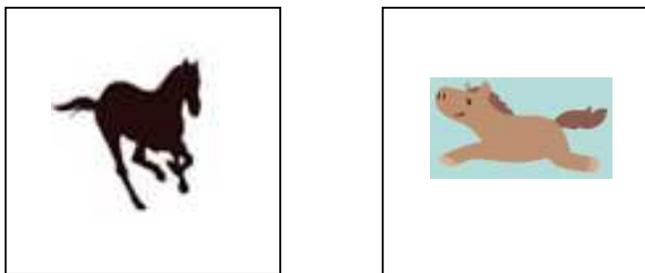


(解説) 両者は、語尾の「X」の大文字と小文字の差異を有するが、その差はわずかであることから、外観上全体として近似した印象を与える。

(例) 外観については類似しない場合

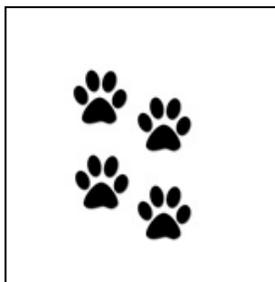
(注) 以下の例示は、外観についての類否の例であり、商標全体として、類否を判断したものではない。

①



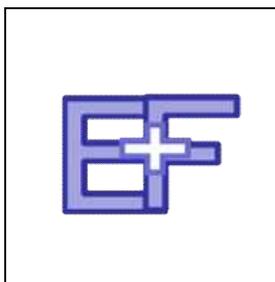
(解説) 両商標の馬の図形は、その構成態様に判然とした差異を有しており、外観上全体として異なる印象を与える。

②



(解説) 左図は、4個の丸みのある獣の足跡が左右互い違いの歩行跡の如く描かれているが、右図は人間の足跡であるから、外観上全体として異なる印象を与える。

③



(解説) 両者は、欧文字の「E」と「F」を組み合わせるが、「+」の記号の有無、書体の違い、色の違いから外観上全体として異なる印象を与える。

(2) 称呼の類否について

商標の称呼の類否は、比較される両称呼の音質、音量及び音調並びに音節に関する判断要素のそれぞれにおいて、共通し、近似するところがあるか否かを比較するとともに、両商標が称呼され、聴覚されるときに需要者に与える称呼の全体的印象が、互いに紛らわしいか否かを考察する。

(注) 以下の例示は、称呼が類似する例であり、商標全体として、類否を判断したものではない。

(削除)

8. 商標の称呼の類否を称呼に内在する音声上の判断要素及び判断方法のみによって判断するときには、例えば、次の(I)及び(II)のようにするものとする。

(I) 商標の称呼類否判断にあたっては、比較される両称呼の音質、音量及び音調並びに音節に関する判断要素（〔注1〕ないし〔注4〕）のそれぞれにおいて、共通し、近似するところがあるか否かを比較するとともに両商標が特定の観念のない造語であるか否か（例えば、明らかな観念の違いによってその音調を異にしたり、その称呼に対する注意力が異なることがある。）を考慮し、時と所を異にして、両商標が称呼され、聴覚されるときに聴者に与える称呼の全体的印象（音感）から、互いに相紛れるおそれがあるか否かによって判断するものとする。

両商標が下記(II)の(1)ないし(8)の基準〔注5〕のいずれかに該当〔注6〕するときは、原則として、〔注7〕称呼上類似するものとする。

(7) 音質（母音、子音の質的きまりから生じる音の性質）に関する判断要素

① 相違する音の母音を共通にしているか、母音が近似しているか

(例) ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が母音を共通にする場合

「ダイラマックス」	「ダイナマックス」
「セレニティ」	「セレリティ」

(解説) 1音の相違にあつて(i)その音が中間又は語尾に位置し、母音を共通にするとき、(ii)子音が調音の位置、方法において近似（ともに両唇音である、ともに摩擦音であるなどのように、子音表において、同一又は近似する調音位置、方法にある場合をいう。ただし、相違する音の位置、音調、全体の音数の多少によって異なること）し、母音を共通にするとき等においては、全体的印象が近似して聴覚されることが多い。

② 相違する音の子音を共通にしているか、子音が近似しているか

(例) ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が50音図の同行に属する場合

「プリロセッティ」	「プレロセッティ」
「ビスカリン」	「ビスコリン」

(解説) 1音の相違にあつて、相違する音の子音がともに50音図の同行に属しその母音が近似するとき（例えば、口の開き方と舌の位置の比較から、母音エはアとイに近似し、母音オはアとウに近似する。ただし、相違する音の位置、音調、全体の音数の多少によって異なること）がある。

(例) ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が清音、濁音、半濁音の差にすぎない場合

〔注1〕音質（母音、子音の質的きまりから生じる音の性質）に関する判断要素としては、

(イ) 相違する音の母音を共通にしているか、母音が近似しているか

(II) (1) ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が母音を共通にするとき
「スチッパー」 「SK i P P E R」
（スキッパーの称呼）
「VANCO C I N」 「BUNCO M I N」
「バンコシン」 「バンコミン」
「ミギオン」 「ミチオン」

【例えば、1音の相違にあつて(i)その音が中間又は語尾に位置し、母音を共通にするとき(ii)子音が調音の位置、方法において近似（ともに両唇音であるとか、ともに摩擦音であるとかのように、子音表において、同一又は近似する調音位置、方法にある場合をいう。ただし、相違する音の位置、音調、全体の音数の多少によって異なること）し、母音を共通にするとき等においては、全体的音感が近似して聴覚されることが多い。】

(ロ) 相違する音の子音を共通にしているか、子音が近似しているか

(2) ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が50音図の同行に属するとき
「ア ス パ」 「ア ス ペ」
「ア ト ミ ン」 「A T A M I N」
「A tomin」 「ア タ ミ ン」
「VULKENE」 「VALCAN」
（バルケンの称呼） （バルカンの称呼）

【例えば、1音の相違にあつて(i)相違する音の子音がともに50音図の同行に属しその母音が近似（例えば、口の開き方と舌の位置の比較から、母音エはアとイに近似し、母音オはアとウに近似する。ただし、相違する音の位置、音調、全体の音数の多少によって異なること）するとき

(3) ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が清音、濁音、半濁音の差にすぎないとき

「ビューブレックス」 「ビューフレックス」
 「バーテラックス」 「バーデラックス」

(解説) 相違する音が濁音(ガ、ザ、ダ、バ行音)、半濁音(パ行音)、清音(カ、サ、タ、ハ行音)の違いにすぎないとき等においては、全体的印象が近似して聴覚されることが多い。

(イ) 音量(音の長短)に関する判断要素

① 相違する1音が長音の有無、促音の有無又は長音と促音、長音と弱音の差にすぎないか

(注) 弱音とは、口の開き方の小さな音(イ・ウ)、口を開かずに発せられる音(ム・ン)、声帯が振動せずに発せられる音(フ・ス)等の聴覚上、明瞭でなくひびきの弱い音をいう。

(例) 相違する音が長音の有無にすぎない場合

「モガレーマン」 「モガレマン」

(例) 相違する音が促音の有無にすぎない場合

「コレクシット」 「コレクシト」

(例) 相違する音が長音と促音の差にすぎない場合

「コロネート」 「コロネット」

「アドポーク」 「アドポック」

(例) 相違する音が長音と弱音の差にすぎない場合

「タカラハト」 「タカラート」

「イースタパック」 「インスタパック」

(解説) 音の長短は、長音、促音が比較的弱く聴覚されることから、音調(音の強弱)と関係があり(通常、長音、促音の前音が強く聴覚される。)、また、長音、促音は発音したときに1単位的感じを与えることから、1音節を構成し音節に関する判断要素とも関係がある。

「HETRON」 「PETRON」
 (ヘトロン of 称呼) ペトロン」
 「KUREKA」 「GLECA」
 クレカ」 グレカ」
 「サンシール」 「SANZEEL」
 サンジール」

(ii) 相違する音が濁音(ガ、ザ、ダ、バ行音)、半濁音(パ行音)、清音(カ、サ、タ、ハ行音)の違いにすぎないとき等においては、全体の音感が近似して聴覚されることが多い。】等が挙げられる。

[注2] 音量(音の長短)に関する判断要素としては、

- (イ) 相違する音とその前母音の長音であるか(長音の有無にすぎないか)
 (5) 相違する1音が長音の有無、促音の有無又は長音と促音、長音と弱音の差にすぎないとき

「レーマン」 「Lém a n
 レマン」

- (ロ) 相違する音とその後子音の長音であるか(促音の有無にすぎないか)
 等が挙げられる。

「コロネート」 「CORONET」
 (コロネット of 称呼)
 「たからはと」 「タカラート」

音の長短は、長音、促音が比較的弱く聴覚されることから、音調(音の強弱)と関係があり(通常、長音、促音の前音が強く聴覚される。)、また、長音、促音は発音したときに1単位的感じを与えることから、1音節を構成し音節に関する判断要素とも関係がある。

(ウ) 音調（音の強弱及びアクセントの位置）に関する判断要素

① 相違する音がともに弱音であるか、弱音の有無にすぎないか、長音と促音の差にすぎないか（弱音は通常、前音に吸収されて聴覚されにくい。）

(例) 相違する1音がともに弱音である場合

「ダンネル」 「ダイネル」
「シーピーエヌ」 「シーピーエム」

(例) 弱音の有無の差にすぎない場合

「ブリテックス」 「ブリステックス」
「デントレックス」 「デントレック」

② 相違する音がともに中間又は語尾に位置しているか

(例) 同数音からなる比較的長い称呼で1音だけ異なる場合

「サイバトロン」 「サイモトロン」
「パラビタオミン」 「パラビタシミン」

(解説) 中間音、語尾音は比較的弱く聴覚されることが多い。

③ 語頭又は語尾において、共通する音が同一の強音（聴覚上、ひびきの強い音）であるか

(例) 語頭において共通する音が同一の強音の場合

「アプロトン」 「アクロトン」
「バンヴェロル」 「バンデロル」

(解説) これが強音であるときには、全体的印象が近似して聴覚されることが多い。

④ 欧文字商標の称呼において強めのアクセントがある場合に、その位置が共通するか

(例) 強めのアクセントの位置が共通する場合

「SUNRICHY」 「SUNLICKY」
(サンリッチーの称呼) (サンリッキーの称呼)
「RISCOAT」 「VISCOAT」
(リスコートの称呼) (ビスコートの称呼)

(解説) 音の強弱は音自体からだけでなく、相違する音の位置、全体の音数の長短等によって、相対的にその強弱が聴覚されることが多い。(例えば、相違する1音が音自体において、弱音であっても、

[注3] 音調（音の強弱及びアクセントの位置）に関する判断要素としては、

(イ) 相違する音がともに弱音（聴覚上、ひびきの弱い音）であるか、弱音の有無にすぎないか、長音と促音の差にすぎないか（弱音は通常、前音に吸収されて聴覚されにくい。）

(4) 相違する1音がともに弱音であるか、又は弱音の有無の差にすぎないとき

「DANNEL」 「DYNEL」
(ダンネルの称呼) (ダイネルの称呼)

「山清」 「ヤマセ」
やませい

「VINYLA」 「Binilus」
(ビニラの称呼) (ビニラスの称呼)

(ロ) 相違する音がともに中間又は語尾に位置しているか（中間音、語尾音は比較的弱く聴覚されることが多い。）

(6) 同数音からなる比較的長い称呼で1音だけ異なるとき

「サイバトロン」 「サイモトロン」

(ハ) 語頭若しくは語尾において、共通する音が同一の強音（聴覚上、ひびきの強い音）であるか（これが強音であるときには、全体の音感が近似して聴覚されることが多い。）

(ニ) 欧文字商標の称呼において強めアクセントがある場合に、その位置が共通するか
等が挙げられる。

音の強弱は音自体（口の開き方の小さな音、イ・ウ、口を開かずに発せられる音、ム・ン、声帯が振動せずに発せられる音、フ・ス等は聴覚上、明瞭でないために弱音とされる場合）からだけでなく、相違する音の位置、全体の音数の長短等によって、相対的にその強弱が聴覚されることが多い。(例えば、相違する1音が音自体において上記のような弱音であっても、その前後の音も弱音である場合には弱音とはいえない場合がある。)

その前後の音も弱音である場合には弱音とはいえない場合がある。)

(エ) 音節に関する判断要素

① 音節数(音数)の比較において、ともに多数音であるか

(注) 仮名文字1字が1音節をなし、拗音(「キャ」、「シャ」、「ピョ」等)は2文字で1音節をなす。長音(符)、促音(「ッ」、撥音(「ン」)もそれぞれ1音節をなす。

(例) 比較的長い称呼で1音だけ多い場合

「ビプレックス」 「ビタプレックス」

(解説) 1音の相違があっても、音数が比較的多いときには、全体的印象が近似して聴覚されることが多い。

② 一つのまとまった感じとしての語の切れ方、分かれ方(シラブル、息の段落)において共通性があるか

(例) 一つのまとまった感じとして語が切れる場合

「バーコラルジャックス」 「バーコラルデックス」

(解説) その共通性があるときには、全体的印象が近似して聴覚されることが多い。

(削除)

(オ) その他、称呼の全体的印象が近似すると認められる要素

① 2音相違するが、上記(ア)から(エ)に挙げる要素の組合せである場合

「コレキシット」 「コレスキット」

「アレジエール」 「アリジェール」

[注4] 音節に関する判断要素としては、

(イ) 音節数(音数。仮名文字1字が1音節をなし、拗音は2文字で1音節をなす。長音(符)、促音、撥音もそれぞれ1音節をなす。)の比較において、ともに多数音であるか

(7) 比較的長い称呼で1音だけ多いとき

「CAMPBELL」 「Cambell」

(キャンプベルの称呼) キャンベル」

「BLEX」 「ビタプレックス

ビプレックス」 VITAPLEX」

(1音の相違があっても、音数が比較的多いときには、全体の音感が近似して聴覚されることが多い。)

(ロ) 一つのまとまった感じとしての語の切れ方、分かれ方(シラブル、息の段階)において共通性があるか

(その共通性があるときには、全体の音感が近似して聴覚されることが多い。)等が挙げられる。

[注5] これらの基準は、両商標が称呼上、類似すると判断された事例にあって判断を構成した主たる要素として、また、各事例に共通する要素となるものを整理し、列挙したものである。

[注6] 基準(1)ないし(8)(及びそれらの事例)と[注1]ないし[注4]に記載された判断要素との関係は、基準(1)ないし(3)が主として音質に関するものであり、基準(4)は主として音調、基準(5)は主として音量、基準(6)及び基準(7)は主として音節、基準(8)は、各判断要素に関するものである。

なお、[注1]ないし[注4]に記載されていないが考慮すべき判断要素として、発音の転訛の現象(例えば、連続する2音が相互にその位置を置換して称呼されるような場合)が挙げられる。

(8) その他、全体の音感が近似するとき

(イ) 2音相違するが上記(1)ないし(5)に挙げる要素の組合せであるとき

「COREXIT」 「コレスキット」

(コレキシットの称呼)

「ビセラジン」 「ビゼラミン」

「フレーゲン」 「Frigen

フリゲン

ふりげん」

② 相違する1音が拗音と直音の差にすぎない場合

「シャボネット」 「サボネット」

③ 相違する音の一方が外国語風の発音をするときであって、これと他方の母音又は子音が近似する場合

「TYREX」 「TWYLEX」
 (タイレックスの称呼) (トウイレックスの称呼)
 「FOLIOL」 「HELIOL」
 (フォリオールの称呼) (ヘリオールの称呼)

④ 相違する1音の母音又は子音が近似する場合

「サリージェ」 「サリージー」
 「セララック」 「セレノック」

⑤ 発音上、聴覚上印象の強い部分が共通する場合

「ハパヤ」 「パッパヤ」

⑥ 前半の音に多少の差異があるが、全体的印象が近似する場合

「ポピスタン」 「ホスピタン」

(カ) 上記(ア)から(オ)に該当する場合であっても、全体的印象が近似しないと認められる要素

① 語頭音に音質又は音調上著しい差異があること

② 相違する音が語頭音でないがその音質（例えば、相違する1音がともに同行音であるが、その母音が近似しないとき）音調（例えば、相違する音の部分に強めアクセントがあるとき）上著しい差異があること

「天神丸」 「電信丸」
 (テンジンガンの称呼) (デンシンガンの称呼)

「COMPA」 「COMBER」
 コンパ」 コンバー」

(ロ) 相違する1音が拗音と直音の差にすぎないとき

「SAVOVET」 「シャボネット」
 サボネット」

(ハ) 相違する音の一方が外来語におこなわれる発音であって、これと他方の母音又は子音が近似するとき

「TYREX」 「TWYLEX」
 (タイレックスの称呼) (トウイレックスの称呼)
 「FOLIOL」 「HELIOL」
 (フォリオールの称呼) ヘリオール」

(ニ) 相違する1音の母音又は子音が近似するとき

「サリージェ」 「Sally Gee」
 SALIGZE」 (サリージーの称呼)
 「CERELAC」 「セレノック」
 (セララックの称呼) SELENOC」

(ホ) 発音上、聴覚上印象の強い部分が共通するとき

「ハパヤ」 「パッパヤ」

(ヘ) その他

「POPISTAN」 「HOSPITAN」
 ポピスタン」 ホスピタン」

(注) () 内の称呼は審決等で認定されたものである。

[注7] 基準(1)ないし(8)に該当する場合であっても、つぎに挙げる(イ)ないし(ハ)等の事由があり、その全体の音感を異にするときには、例外とされる場合がある。

(イ) 語頭音に音質又は音調上著しい差異があるとき

(ロ) 相違する音が語頭音でないがその音質（例えば、相違する1音がともに同行音であるが、その母音が近似しないとき）音調（例えば、相違する音の部分に強めアクセントがあるとき）上著しい差異があるとき

③ 音節に関する判断要素において

- (i) 称呼が少数音であること
- (ii) 語の切れ方、分かれ方（シラブル、息の段落）が明らかに異なること

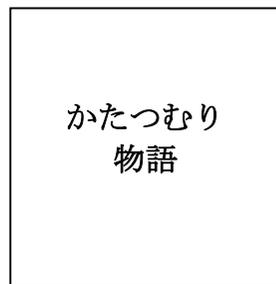
(3) 観念の類否について

商標の観念の類否は、商標構成中の文字や図形等から、需要者が想起する意味又は意味合いが、互いにおおむね同一であるか否かを考察する。

(例) 観念については類似する場合

(注) 以下の例示は、観念についての類否の例であり、商標全体として、類否を判断したものではない。

①



(解説) 「でんでんむし」及び「かたつむり」の語は、いずれも同じ意味を表すものとして一般に理解認識されている。

(例) 観念については類似しない場合

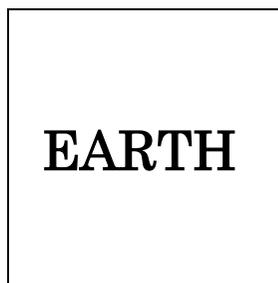
(注) 以下の例示は、観念についての類否の例であり、商標全体として、類否を判断したものではない。

(ハ) 音節に関する判断要素において

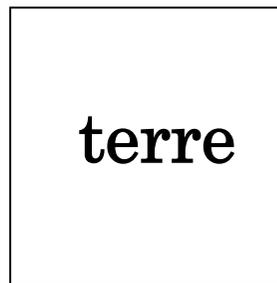
- (i) 称呼が少数音であるとき（3音以下）
- (ii) 語の切れ方、分かれ方（シラブル、息の段落）が明らかに異なるとき
なお、基準(6)及び(7)は、基準(1)ないし(5)に該当しない場合に適用される。

(新設)

①



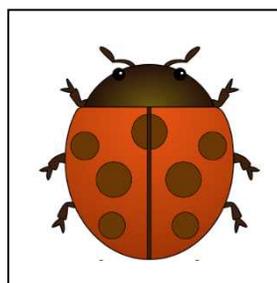
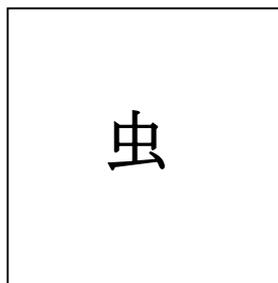
指定商品 第9類
「テレビ」



指定商品 第9類
「テレビ」

(解説) 当該指定商品に関する我が国の需要者の外国語の理解度からすれば、「EARTH」からは「地球」の観念を生じるが、フランス語「terre」(テール)からは「地球」の観念を生じないため観念は異なる。なお、商品名等にフランス語が一般に採択されている商品等の分野においては、当該観念が生じる場合がある。

②



(解説) 右の図形は、「虫」ではなく、「テントウムシ」と認識されるため、観念は異なる。

③



(解説) 左の図形は、「ギター」と認識され、右の図形は、「ヴァイオリン」と認識されるため、観念は異なる。

4. 結合商標の称呼、観念の認定及び類否判断について

(1) 結合商標の称呼、観念の認定について

(ア) 結合商標は、商標の各構成部分の結合の強弱の程度を考慮し、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど強く結合しているものと認められない場合には、その一部だけから称呼、観念が生じ得る。

(イ) 結合の強弱の程度において考慮される要素について

文字のみからなる商標においては、大小があること、色彩が異なること、書体が異なること、平仮名・片仮名等の文字の種類が異なること等の商標の構成上の相違点、著しく離れて記載されていること、長い称呼を有すること、観念上のつながりがないこと等を考慮して判断する。

(例) 構成上の相違点、長い称呼を有すること等が認められる場合

「富士白鳥」(文字の大小)

「サンムーン」(書体の相違)

「鶴亀 万寿」(著しく離れて記載)

「chrysanthemumbluesky」(長い称呼)

「ダイヤモンド」(観念上のつながりがない)

(2) 大小のある文字からなる商標は、原則として、大きさの相違するそれぞれの部分からなる商標と類似する。

(例) 類似する場合

「富士白鳥」と「富士」又は「白鳥」

「サンムーン」と「サン」又は「ムーン」

(3) 著しく離れた文字の部分からなる商標は、原則として、離れたそれぞれの部分のみからなる商標と類似する。

(例) 類似する場合

「鶴亀 万寿」と「鶴亀」又は「万寿」

(4) 長い称呼を有するため、又は結合商標の一部が特に顕著であるため、その一部分によって簡略化される可能性がある商標は、原則として、簡略化される可能性がある部分のみからなる商標と類似する。

(例) 類似する場合

「cherryblossomboy」と「チェリーブラッサム」

「chrysanthemumbluesky」と「クリサンシマム」又は「ブルースカイ」

(ウ) 商号商標（商号の略称からなる商標を含む。）について

商標の構成中に、商号の一部として通常使用される「株式会社」「商会」「CO.」「K.K.」「Ltd.」「組合」「協同組合」等の文字が含まれる場合には、これらの文字を除外した称呼、観念も生ずるものとする。

(エ) 立体商標について

① 立体商標は、その全体ばかりでなく、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿に相応した称呼又は観念も生じ得る。

② 立体商標が、立体的形状と文字の結合からなる場合には、当該文字部分のみに相応した称呼又は観念も生じ得る。

(オ) 地域団体商標について

地域団体商標として登録された商標については、使用をされた結果商標全体の構成が不可分一体のものとして需要者の間に広く認識されている事情を考慮し、商標全体の構成を不可分一体のものとして判断する。

(2) 結合商標の類否判断について

(ア) 結合商標の類否は、例えば、次のように判断するものとする。ただし、著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなときは、この限りでない。

① 識別力を有しない文字を構成中に含む場合

指定商品又は指定役務との関係から、普通に使用される文字、慣用される文字又は商品の品質、原材料等を表示する文字、若しくは役務の提供の場所、質等を表示する識別力を有しない文字を有する結合商標は、原則として、それが付加結合されていない商標と類似する。

(例) 類似する場合

指定役務「写真の撮影」について、「スーパーライオン」と「ライオン」

(解説) 「スーパー」は、役務の質を表示する。

指定商品「菓子」について、「銀座小判」と「小判」

(解説) 「銀座」は、商品の産地・販売地を表示する。

指定商品「被服」について、「グリーンジャイス」と「ジャイス」

(解説) 「グリーン」は、商品の品質（色彩）を表示する。

指定商品「清酒」について、「男山富士」と「富士」

(解説) 「男山」は、清酒の慣用商標である。

指定役務「宿泊施設の提供」について、「黒潮観光ホテル」と「黒潮」

(解説) 「観光ホテル」は、「宿泊施設の提供」の慣用商標である。

6. (7) 商号商標（商号の略称からなる商標を含む。以下同じ。）については、商号の一部として通常使用される「株式会社」「商会」「CO.」「K.K.」「Ltd.」「組合」「協同組合」等の文字が出願に係る商標の要部である文字の語尾又は語頭のいずれかにあるかを問わず、原則として、これらの文字を除外して商標の類否を判断するものとする。

9. (1) (ハ) 立体商標は、その全体ばかりでなく、原則として、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿に相応した称呼又は観念も生じ得る。

(2) 立体商標が立体的形状と文字の結合からなる場合には、原則として、当該文字部分のみに相応した称呼又は観念も生じ得るものとする。

10. (1) 地域団体商標として登録された商標については、使用をされた結果商標全体の構成が不可分一体のものとして需要者の間に広く認識されている事情を考慮し、商標の類否判断においても、商標全体の構成を不可分一体のものとして判断することとする。

6. 結合商標の類否は、その結合の強弱の程度を考慮し、例えば、次のように判断するものとする。ただし、著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなときは、この限りでない。

(1) 形容詞的文字（商品の品質、原材料等を表示する文字、又は役務の提供の場所、質等を表示する文字）を有する結合商標は、原則として、それが付加結合されていない商標と類似する。

(例) 類似する場合

「スーパーライオン」と「ライオン」

「銀座小判」と「小判」

「レディグリーン」と「レディ」

(5) 指定商品又は指定役務について慣用される文字と他の文字とを結合した商標は、慣用される文字を除いた部分からなる商標と類似する。

(例) 類似する場合

清酒について「男山富士」と「富士」

清酒について「菊正宗」と「菊」

興行場の座席の手配について「プレイガイドシャトル」と「シャトル」

宿泊施設の提供について「黒潮観光ホテル」と「黒潮」

② 需要者の間に広く認識された商標を構成中に含む場合

指定商品又は指定役務について需要者の間に広く認識された他人の登録商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、原則として、その他人の登録商標と類似するものとする。

ただし、その他人の登録商標の部分が既成の語の一部となっているもの等を除く。

(例) 類似する例

指定商品 「化粧品」について「ラブロリアル」と「L 'OREAL」
「ロリアル」

指定商品 「かばん類」について「PAOLOGUCCI」と「GUCCI」

指定役務 「航空機による輸送」について「JALFLOWER」と「JAL」

指定役務 「映画の制作」について「東宝白梅」と「東宝」

指定商品 「テープレコーダ」について「SONYLINE」又は「WALKMAN LINE」と「SONYWALKMAN」

(例) 類似しない例

指定商品 「金属加工機械器具」について「TOSHIHIKO」と「IHI」

指定商品 「時計」について「アルバイト」と「ALBA/アルバ」

指定商品 「遊戯用機械器具」について「せがれ」と「セガ」

(注) 需要者の間に広く認識されているか否かの認定に当たっては、この基準第3の九(第4条第1項第10号)の2.を準用する。

③ 商標の構成部分中識別力のある部分が識別力のない部分に比較して著しく小さく表示された場合であっても、識別力のある部分から称呼、観念を生ずるものとする。

④ 商標の一部が、それ自体は自他商品・役務の識別力を有しないものであっても、使用により識別力を有するに至った場合は、その識別力を有するに至った部分から称呼、観念を生ずるものとする。

(6) 指定商品又は指定役務について需要者の間に広く認識された他人の登録商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、原則として、その他人の登録商標と類似するものとする。

ただし、その他人の登録商標の部分が既成の語の一部となっているもの等を除く。

(例) 類似する例

テープレコーダについて「SONYLINE」、「SONY LINE」又は「SONY/LINE」と「SONY」

化粧品について「ラブロリアル」と「L 'OREAL」「ロリアル」

かばん類について「PAOLOGUCCI」と「GUCCI」

航空機による輸送について「JALFLOWER」と「JAL」

映画の制作について「東宝白梅」と「東宝」

(例) 類似しない例

金属加工機械器具について「TOSHIHIKO」と「IHI」

時計について「アルバイト」と「ALBA/アルバ」

遊戯用機械器具について「せがれ」と「セガ」

(注) 需要者の間に広く認識されているか否かの認定に当たっては、この基準第3の九(第4条第1項第10号)の7.を準用する。

7. (1) 商標の構成部分中識別力のある部分が識別力のない部分に比較して著しく小さく表示された場合であっても、識別力のある部分から称呼又は観念を生ずるものとする。

(3) 商標の要部が、それ自体は自他商品の識別力を有しないものであっても、使用により識別力を有するに至った場合は、その部分から称呼を生ずるものとする。

(イ) 地域団体商標について

地域団体商標として登録された商標と同一又は類似の文字部分を含む商標は、原則として、地域団体商標として登録された商標と類似するものとする。

5. 立体商標について

立体商標の類否は、観る方向によって視覚に映る姿が異なるという立体商標の特殊性を考慮し、次のように判断するものとする。ただし、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認められないときはこの限りでない。

① 立体商標は、原則として、それを特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標（近似する場合を含む。）と外観において類似する。

② 特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を共通にする立体商標（近似する場合を含む。）は、原則として、外観において類似する。

6. 動き商標の類否について

(略)

7. ホログラム商標の類否について

(略)

8. 色彩のみからなる商標の類否について

(略)

9. 音商標の類否について

(略)

10. 位置商標の類否について

(略)

11. 商品又は役務の類否判断について

商品又は役務の類否は、商品又は役務が通常同一営業主により製造・販売又は提供されている等の事情により、出願商標及び引用商標に係る指定商品又は指定役務に同一又は類似の商標を使用するときは、同一営業主の製造・販売又は提供にかかる商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係にあるかにより判断する。

(1) 商品の類否について

10. (2) 地域団体商標として登録された商標と同一又は類似の文字部分を含む後願の他人の商標は、(1)で述べた地域団体商標の事情を考慮し、原則として、地域団体商標として登録された商標と類似するものとする。

9. (1) 立体商標の類否は、観る方向によって視覚に映る姿が異なるという立体商標の特殊性を考慮し、次のように判断するものとする。ただし、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認められないときはこの限りでない。

(イ) 立体商標は、原則として、それを特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標（近似する場合を含む。）と外観において類似する。

(ロ) 特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を共通にする立体商標（近似する場合を含む。）は、原則として、外観において類似する。

14. 動き商標の類否について

(略)

15. ホログラム商標の類否について

(略)

16. 色彩のみからなる商標の類否について

(略)

17. 音商標の類否について

(略)

18. 位置商標の類否について

(略)

(新設)

商品の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- ① 生産部門が一致するかどうか
- ② 販売部門が一致するかどうか
- ③ 原材料及び品質が一致するかどうか
- ④ 用途が一致するかどうか
- ⑤ 需要者の範囲が一致するかどうか
- ⑥ 完成品と部品との関係にあるかどうか

(2) 役務の類否について

役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- ① 提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか
- ② 提供に関連する物品が一致するかどうか
- ③ 需要者の範囲が一致するかどうか
- ④ 業種が同じかどうか
- ⑤ 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか
- ⑥ 同一の事業者が提供するものであるかどうか

(3) 商品役務間の類否について

商品と役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- ① 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか
- ② 商品と役務の用途が一致するかどうか
- ③ 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか
- ④ 需要者の範囲が一致するかどうか

(4) 商品又は役務の類否判断における取引の実情の考慮について

本号に該当する旨の拒絶理由通知において、引用した登録商標の商標権者(以下、「引用商標権者」という。)から、引用商標の指定商品又は指定役務と出願商標の指定商品又は指定役務が類似しない旨の陳述がなされたときは、類似商品・役務審査基準にかかわらず、出願人が主張する商品又は役務の取引の実情(ただし、上記(1)から(3)に列挙した事情に限る)を考慮して、商品又は役務の類否について判断することができるものとする。

11. 商品の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- (イ) 生産部門が一致するかどうか
- (ロ) 販売部門が一致するかどうか
- (ハ) 原材料及び品質が一致するかどうか
- (ニ) 用途が一致するかどうか
- (ホ) 需要者の範囲が一致するかどうか
- (ヘ) 完成品と部品との関係にあるかどうか

12. 役務の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- (イ) 提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか
- (ロ) 提供に関連する物品が一致するかどうか
- (ハ) 需要者の範囲が一致するかどうか
- (ニ) 業種が同じかどうか
- (ホ) 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか
- (ヘ) 同一の事業者が提供するものであるかどうか

13. 商品と役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとする。ただし、類似商品・役務審査基準に掲載される商品と役務については、原則として、同基準によるものとする。

- (イ) 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか
- (ロ) 商品と役務の用途が一致するかどうか
- (ハ) 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか
- (ニ) 需要者の範囲が一致するかどうか

3. 本号に該当する旨の拒絶理由通知において引用した登録商標の商標権者による取引の実情を示す説明書及び証拠の提出が出願人からあったときは、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 本号の審査において、引用商標の商標権者による取引の実情を示す説明及び証拠が提出された場合には、取引の実情を把握するための資料の一つとして参酌することができる。

ただし、次の場合を除く。

- ① 願書に記載された商標が同一又は明らかに類似(注1)し、かつ、願書に記載された指定商品又は指定役務も同一又は明らかに類似(注2)するものである場合。

なお、以下のような場合には、取引の実情を考慮することはできない。

- ① 引用商標権者が、単に商標登録出願に係る商標の登録について承諾しているにすぎない場合。
- ② 類似商品・役務審査基準において類似すると推定される指定商品又は指定役務のうち、一部についてしか類似しない旨の陳述がなされていない場合。
- ③ 引用商標の商標権について専用使用権又は通常使用権が設定登録されている場合であって、専用使用権者又は通常使用権者が類似しない旨の陳述をしていない場合。

12. 存続期間経過後の引用商標の取扱いについて

(1) 存続期間経過後6月までの取扱い

(ア) 引用商標が国内出願に係る登録商標である場合

商標権の存続期間経過後6月の期間、又は登録料を分割納付する場合における後期分割登録料を納付すべき期間経過後6月の期間においては、本号に該当すると判断する。(第20条第3項、第41条の2第5項及び第8項参照)。

(イ) 引用商標が国際登録に基づく登録商標である場合

国際登録の存続期間経過後6月の期間においては、本号に該当すると判断する(マドリッド議定書第7条(4)参照)。

② 提出された書類が、取引の実情の客観的な説明及び証拠ではなく、単に商標登録出願に係る商標の登録について引用商標の商標権者が承諾している旨を示すものである場合。

(注1) ここでいう商標の「同一又は明らかに類似」とは、例えば、商標法第50条における社会通念上同一と判断される商標、独立して出所表示機能を有する2上の構成要素において、構成要素中の一が同一と判断される商標、及び、これらに準ずるほど類似していると判断される商標をいう。

(注2) ここでいう指定商品又は指定役務の「同一又は明らかに類似」とは、後記11. ないし13. の基準で掲げる商品・役務に係る類否の比較全項目について、一致する蓋然性が高いと判断されるものをいう。

(2) 上記(1)の取扱いにより提出された引用商標の商標権者による取引の実情を示す説明及び証拠を参酌した結果、本号に該当しないと判断し得るのは、次の場合に限られるものとする。

- ① 引用商標の指定商品又は指定役務と類似商品・役務審査基準において類似すると推定される指定商品又は指定役務の全てについて、取引の実情の説明及び証拠が提出され、それらを総合的に考察した結果、両者の商標又は指定商品若しくは指定役務が類似しないと判断し得る場合。
- ② 引用商標の商標権について専用使用権又は通常使用権が設定されている場合にあつては、商標権者、専用使用権者及び通常使用権者の全てについて、取引の実情の説明及び証拠が提出され、それらを総合的に考察した結果、両者の商標又は指定商品若しくは指定役務が類似しないと判断し得る場合。

4. 引用商標の商標権の存続期間経過後であっても、第20条第3項又は第21条第1項の規定に基づく更新登録の申請があつたとき又は国際登録に基づく商標権の場合は、議定書第7条(4)の規定に基づく国際登録の存続期間の更新があつたときは、引用商標の商標権の存続期間が更新されることに十分留意して、本号を適用するものとする。

ただし、引用商標の商標権者が引用商標の商標権の存続期間の更新申請をしない旨の意思表示をし、存続期間の更新がないことが明らかになった場合は、この限りでない。

<p>(2) <u>上記(1)(ア)及び(イ)における6月の期間経過後の取扱い</u> <u>上記(1)(ア)及び(イ)における6月の期間経過後において、商標原簿等で、存続期間の満了が確定された場合は、本号に該当しない。</u> <u>ただし、引用商標の商標権の存続期間更新の有無を商標原簿で確認し、第21条第1項の規定に基づく更新登録の申請がなされているときは、本号に該当すると判断する。</u></p> <p>13. <u>出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱い</u> <u>出願人から、出願人と引用商標権者が(1)又は(2)の関係にあることの主張に加え、(3)の証拠の提出があったときは、本号に該当しないものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 引用商標権者が出願人の支配下にあること</u> <u>(2) 出願人が引用商標権者の支配下にあること</u> <u>(3) 出願に係る商標が登録を受けることについて引用商標権者が了承している旨の証拠</u></p> <p><u>((1)又は(2)に該当する例)</u> <u>(ア) 出願人が引用商標権者の議決権の過半数を有する場合</u> <u>(イ) (ア)の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、引用商標権者の会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

商標法4条1項12号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 408 1099 432">十一、第4条第1項第12号（他人の登録防護標章）</p> <div data-bbox="192 440 1111 544" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 440 1111 544">他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="181 584 1099 647">1. 本号の規定に該当する商標は、登録防護標章と同一のもの（縮尺のみ異なるものを含む。）に限る。</p> <p data-bbox="181 655 1099 711">なお、本号の規定に該当しないと判断される場合でも、第4条第1項第15号の規定に該当する<u>場合がある。</u></p>	<p data-bbox="1144 408 2063 432">十一、第4条第1項第12号（他人の登録防護標章）</p> <div data-bbox="1155 440 2074 544" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1155 440 2074 544">他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="1144 584 2063 855">1. 本号の規定に該当する商標は、登録防護標章と同一のもの（相似形を含む。）に限る。登録防護標章と類似の商標若しくはその一部に登録防護標章と同一若しくは類似の商標を有する商標であつて、その登録防護標章に係る指定商品又は指定役務に使用するもの、又は、登録防護標章と同一の商標若しくはその一部に登録防護標章と同一若しくは類似の商標を有する商標であつて、その登録防護標章に係る指定商品又は指定役務と類似の商品又は役務に使用するものは、本号の規定に該当せず、第4条第1項第15号の規定に該当するものとする。</p>

商標法4条1項14号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 325 1115 352">十二、第4条第1項第14号（種苗法で登録された品種の名称）</p> <div data-bbox="192 357 1115 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 357 1115 459">種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="181 499 517 526">1. 「類似の商標」について</p> <p data-bbox="181 531 1122 633">本号における類否の判断は、<u>品種登録を受けた品種の名称を特定人に独占させないという観点から、商標の有する外観、称呼及び觀念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。</u></p> <p data-bbox="181 667 1122 694">2. <u>品種登録を受けた品種の名称について商標登録出願がされた場合について</u></p> <p data-bbox="215 699 1122 762">(1) <u>指定商品がその品種に係る収穫物の場合は、商標法第3条第1項第3号に該当すると判断する。</u></p> <p data-bbox="215 767 1122 831">(2) <u>指定商品がその品種に係る収穫物の加工品の場合は、指定商品との関係により、商標法第3条第1項第3号に該当するか否かを判断する。</u></p> <p data-bbox="215 836 1122 975">(3) <u>指定役務がその品種に係る収穫物又は収穫物の加工品を取扱商品とする小売等役務（小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供）の場合は、指定役務との関係により、商標法第3条第1項第6号に該当するか否かを判断する。</u></p> <p data-bbox="181 1011 1122 1150">3. <u>品種登録を受けた品種の名称については、その登録の存続期間の満了等により育成者権が消滅した後は、本号に該当せず、指定商品又は指定役務との関係により、商標法第3条第1項第1号、同項第3号又は同項第6号に該当するか否かを判断する。</u></p> <p data-bbox="181 1182 1122 1284">4. <u>種苗法（平成10年法律第83号）施行（平成10年12月24日）の際、改正前の同法第12条の4第1項の規定により品種登録を受けていた品種の名称についても上記3.と同様に取り扱うものとする。</u></p>	<p data-bbox="1144 325 2078 352">十二、第4条第1項第14号（種苗法で登録された品種の名称）</p> <div data-bbox="1155 357 2078 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1155 357 2078 459">種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="1155 499 1245 526">(新設)</p> <p data-bbox="1155 659 1245 686">(新設)</p> <p data-bbox="1144 1050 2085 1152">1. 種苗法第18条第1項の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録期間が経過した後は、商標法第3条第1項第1号又は同項第3号の規定に該当するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1219 2085 1321">2. 種苗法（平成10年法律第83号）施行（平成10年12月24日）の際、改正前の同法第12条の4第1項の規定により品種登録を受けていた品種の名称についても上記1.と同様に取り扱うものとする。</p>

商標法4条1項15号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 309 1099 336">十三、第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）</p> <div data-bbox="192 341 1111 411" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="192 341 1111 411">他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）</p> </div> <p data-bbox="181 451 1122 515">1. 「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」について</p> <p data-bbox="215 520 1122 687">(1) その他人の業務に係る商品又は役務（以下「商品等」という。）であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれがある場合のみならず、その他人と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品等であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれがある場合をいう。</p> <p data-bbox="264 732 584 762">(例) 本号に該当する場合</p> <p data-bbox="275 767 1122 975">① 事業者甲が自己の業務に係る役務「ラーメンの提供」に商標「㊟」を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品「そばの麺」（役務「ラーメンの提供」とは非類似）に商標「㊟」を使用したときに、その商品に接する需要者が、その商品が甲の兼業に係る商品であると誤認し、商品の出所について混同を生ずる場合。</p> <p data-bbox="275 1046 1122 1321">② 事業者甲が自己の業務に係る商品「電気通信機械器具」に商標「JPO」を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品「おもちゃ」（商品「電気通信機械器具」とは非類似でかつ、商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないもの）に商標「JPO」を使用したときに、その商品「おもちゃ」に接する需要者が、たとえ、甲の業務に係る商品であると認識しなくても甲の関連会社の業務に係る商品であると誤認し、商品の出所について混同を生ずる場合。</p>	<p data-bbox="1144 309 2063 336">十三、第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）</p> <div data-bbox="1155 341 2074 411" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1155 341 2074 411">他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）</p> </div> <p data-bbox="1144 451 2085 687">1. 本号において「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合」とは、その他人の業務に係る商品又は役務であると誤認し、その商品又は役務の需要者が商品又は役務の出所について混同するおそれがある場合のみならず、その他人と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品又は役務であると誤認し、その商品又は役務の需要者が商品又は役務の出所について混同するおそれがある場合をいう。例えば、以下のような場合が挙げられる。</p> <p data-bbox="1178 759 2085 927">(2) 事業者甲が自己の業務に係る役務に商標㊟を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品（甲の業務に係る役務とは非類似）に商標㊟を使用したときに、その商品に接する需要者が、その商品が甲の兼業に係る商品であると誤認し、商品の出所について混同を生ずる場合。</p> <p data-bbox="1178 935 2085 999">(注) 上記(2)については、甲の業務が商品に係るものであり、また乙の業務が役務に係るものである場合にも同様に考えるものとする。</p> <p data-bbox="1178 1038 2085 1313">(1) 事業者甲が自己の業務に係る商品Gに商標を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品X（商品Gとは非類似でかつ、商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないものであるとしても）に商標を使用したときに、その商品Xに接する需要者が、たとえ、甲の業務に係る商品であると認識しなくても、商品Xが甲の子会社等の関係にある事業者甲'の業務に係る商品であると誤認し（実際には存在しない甲'が出所として想定され）、商品の出所について混同する場合。</p> <p data-bbox="1178 1321 2085 1345">(注) 上記(1)については役務についても同様に考えるものとし、甲及び乙の</p>

(2) 考慮事由について

本号に該当するか否かは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断する。

- ① 出願商標とその他の標章との類似性の程度
- ② その他の標章の周知度
- ③ その他の標章が造語よりなるものであるか、又は構成上顕著な特徴を有するものであるか
- ④ その他の標章がハウスマークであるか
- ⑤ 企業における多角経営の可能性
- ⑥ 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性
- ⑦ 商品等の需要者の共通性その他取引の実情

なお、②の周知度の判断に当たっては、この基準第2（第3条第2項）の2.（2）及び（3）を準用し、また、必ずしも全国的に認識されていることを要しない。

(3) 外国において著名な標章について

外国において著名な標章が、我が国内の需要者によって広く認識されているときは、その事実を十分考慮して判断する。

2. 他人の著名な商標を一部に有する商標について

- (1) 他人の著名な商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は觀念上の繋がりがあるものなどを含め、商品等の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して取り扱うものとする。

業務が役務に係る場合においては、「商品」の文字については「役務」と読み替え、また「商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないもの」とあるのは「役務の提供者、提供手段、目的、提供に関連する物品等との関連性を有しないもの」と読み替えるものとする。

2. 「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」であるか否かの判断にあたっては、
 - (イ) その他人の標章の周知度（広告、宣伝等の程度又は普及度）
 - (ロ) その他人の標章が創造標章であるかどうか
 - (ハ) その他人の標章がハウスマークであるかどうか
 (ニ) 企業における多角経営の可能性
 (ホ) 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性等を総合的に考慮するものとする。

なお、(イ)の判断に当たっては、周知度が必ずしも全国的であることを要しないものとする。

3. 2. (イ)に関する立証方法については、この商標審査基準第2（第3条第2項）の2.（2）及び（3）を準用する。
6. 著名標章を引用して、商標登録出願を本号に該当するものとして拒絶することができる商標には、外国において著名な標章であることが商標登録出願の時に（第4条第3項参照）、我が国内の需要者によって認識されており（必ずしも最終消費者まで認識されていなくともよい。）、出願人がその出願に係る商標を使用した場合、その商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがあるものを含むものとする。

5. 他人の著名な商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は觀念上の繋がりがあるものなどを含め、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して、取り扱うものとする。

ただし、その他人の著名な商標が既成語の一部となっているもの、又は、指定商品若しくは指定役務との関係において出所の混同のおそれのないことが明白なものを除く。

(例) 本号に該当する場合

- ① 商品「被服」について出願商標「arenoma / アレノマ」と商品「カバン、バッグ」について著名な商標「renoma」「レノマ」
- ② 商品「おもちゃ」について、出願商標「パー・ソニー」、「パーソニー」又は「パーソニー」と商品「電気機械器具」について、著名な商標「ソニー」

(例) 本号に該当しない場合

商品「カメラ」について出願商標「POLAROID」と商品「化粧品」について著名な商標「POLA」
 (解説) 指定商品又は指定役務との関係において混同を生ずるおそれがないと判断される。

(2) 他人の著名な商標を一部に有する商標における第4条第1項各号は、次のとおり取り扱うこととする。

① 第4条第1項第10号に該当すると判断する場合

他人の著名な未登録商標と類似であって、当該商標の使用に係る商品等と同一又は類似の商品等に使用すると認められるとき。

② 第4条第1項第11号に該当すると判断する場合

他人の著名な登録商標と類似であって、当該商標登録に係る指定商品若しくは指定役務と同一又は類似の商品等に使用すると認められるとき。

③ 第4条第1項第15号に該当すると判断する場合

他人の著名な商標と類似しないと認められる場合又は他人の著名な商標と類似していても商品等が互いに類似しないと認められる場合において、商品等の出所の混同を生ずるおそれがあるとき。

④ 第4条第1項第19号に該当すると判断する場合

他人の著名な商標と類似していても、商品等が互いに類似せず、かつ、商品等の出所の混同を生ずるおそれもないと認められる場合において、不正の目的をもって使用をするものであるとき。

ただし、その他人の著名な商標の部分が既成の語の一部となっているもの、又は、指定商品若しくは指定役務との関係において出所の混同のおそれのないことが明白なものを除く。

(例) ① 混同を生ずるおそれのある商標の例

被服について「arenoma / アレノマ」と「renoma」「レノマ」(カバン、バッグ等)

おもちゃについて「パー・ソニー」、「パーソニー」又は「パーソニー」と「ソニー」(電気機械器具)

② 混同を生ずるおそれのない商標の例

カメラについて「POLAROID」と「POLA」(化粧品)

4. 他人の著名な商標を一部に有する商標については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) それが他人の著名な登録商標と類似であって、当該商標登録に係る指定商品若しくは指定役務と同一又は類似の商品若しくは役務に使用すると認められる場合は、第4条第1項第11号の規定に該当するものとする。

(2) それが他人の著名な商標と類似しないと認められる場合又は他人の著名な商標と類似していても商品若しくは役務が互いに類似しないと認められる場合において、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(3) それが他人の著名な商標と類似していても、商品又は役務が互いに類似せず、かつ、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれもないと認められる場合において、不正の目的をもって使用をするものであるときは、第4条第1項第19号の規定に該当するものとする。

<p>(1. (2) ⑦に記載)</p> <p><u>3. 建築物の形状を表示する立体商標について</u> <u>当該建築物の形状が当該出願前から他人の建築物に係るものとして我が国の需要者の間に広く認識されているときは、本号に該当するものとする。</u></p> <p><u>4. 著名性の認定に当たっては、防護標章登録を受けている商標又は審決、異議決定若しくは判決で著名な商標と認定された商標（注）については、その登録又は認定に従い著名な商標と推認して取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(注) 「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)」における「日本国周知・著名商標検索」でこれらの商標を検索することができる。</u></p> <p><u>(参考) その他「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料については商標審査便覧を参照。</u></p>	<p>7. 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがあるかどうかの認定にあたっては、取引の実情等個々の実態を充分考慮するものとする。</p> <p>8. 建築物の形状を表示する立体商標であって、当該建築物の形状が当該出願前から他人の建築物に係るものとして我が国において広く認識されているものであるときは、本号の規定を適用するものとする。</p> <p>9. 著名性の認定に当たっては、この基準第3の九（第4条第1項第10号）の7. を準用する。</p> <p>(新設)</p>
--	---

商標法4条1項16号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 312 1115 339">十四、第4条第1項第16号（商品の品質等の誤認）</p> <div data-bbox="197 344 1115 411" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="230 363 925 391">商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標</p> </div> <p data-bbox="181 453 1115 512">1. 「商品の品質又は役務の質（以下本号において、「商品の品質等」という。）」について</p> <p data-bbox="219 520 1115 619">(1) 「商品の品質等」とは、商品若しくは役務の普通名称、商品若しくは役務について慣用されている商標又はこの基準第1の五（第3条第1項第3号）の1. にいう「商品又は役務の特徴等」が表す品質若しくは質をいう。</p> <p data-bbox="219 627 1115 726">(2) 商標構成中に、商品の品質等を表す文字等を有する場合であっても、全体として商品の品質等として認識できない場合には、商品の品質等を表さないと判断する。</p> <p data-bbox="210 1042 1115 1141">特に、商標構成中に外国の国家名を有する場合には、既成語の一部となっている場合等国家名を認識しないことが明らかな場合に限り、商品の品質等を表さないと判断する。</p>	<p data-bbox="1144 312 2078 339">十四、第4条第1項第16号（商品の品質等の誤認）</p> <div data-bbox="1160 344 2078 411" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1193 363 1888 391">商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標</p> </div> <p data-bbox="1160 453 1243 480">(新設)</p> <p data-bbox="1160 659 1243 686">(新設)</p> <p data-bbox="1160 759 2078 1026">3. 国家名・地名等を含む商標であつて、それが指定商品又は指定役務との関係上、商品の産地・販売地又は役務の内容の特質若しくは役務の提供の場所を表すものと認識されるものについては、その商標が当該国若しくは当該地以外の国若しくは地で生産・販売される商品について使用されるとき、又は当該国家又は当該地名等によって表される特質を持った内容の役務若しくは当該国・地で提供される役務以外の役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。</p> <p data-bbox="1173 1034 2078 1236">特に、外国の国家名を含む商標である場合には、その外観構成がまとまりよく一体に表されている場合又は觀念上の繋がりがある場合（既成語の一部となっている場合等国家名を認識しないことが明らかな場合を除く。）であっても、原則として、商品の産地・販売地又は役務の内容の特質若しくは役務の提供の場所を表すものと認識されるものとして、本号の規定を適用するものとする。</p>

(例) 外国の国家名を有する場合① 商品の品質等を表すと判断する場合商品「時計」について、商標「SWISSTEX」(解説) 既成語の一部ではないため、国家名としての「スイス連邦」を認識させる。② 商品の品質等を表さないと判断する場合商品「薬剤」について、商標「コロシウム」(解説) 既成語の一部のため、国家名としての「ロシア連邦」を認識しない。2. 「誤認を生ずるおそれ」について(1) 「誤認を生ずるおそれ」とは、商標が表す商品の品質等を有する商品の製造、販売又は役務の提供が現実に行われていることは要せず、需要者がその商品の品質等を誤認する可能性がある場合をいう。(2) 「誤認を生ずるおそれ」の有無は、商標が表す商品の品質等と指定商品又は指定役務が関連しているか否か、及び商標が表す商品の品質等と指定商品又は指定役務が有する品質又は質が異なるか否かにより判断する。(例1) 本号に該当する場合商品「野菜」について、商標「JPOポテト」(解説) この場合、商標が表す商品の品質は、「普通名称としてのじゃがいも」であることから、指定商品「野菜」とは関連する商品であり、また、指定商品中「じゃがいも以外の野菜」が有する品質とは異なることから、本号に該当すると判断する。なお、指定商品「じゃがいも」と、商品の品質等の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合はこの限りでない。(例2) 本号に該当しない場合① 商品「自転車」について、商標「JPOポテト」(解説) この場合、商標が表す商品の品質である「普通名称としてのじゃがいも」とは関連しない指定商品「自転車」であることから、本号に該当しないと判断する。(例) 該当する例

「SWISSTEX」 指定商品 第14類 時計

<備考> 「SWISS」の文字は「スイス国」を認識させる。

該当しない例

「どどいつ」

指定商品 第11類 浴槽

<備考> 「どどいつ」の文字は「都々逸」を認識させる。

1. 「商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれ」とは、その品質又は質がその商品又は役務に現実存在すると否とを問わず、その商品が有する品質又は役務が有する質として需要者において誤認される可能性がある場合をいう。

(新設)

② 商品「イギリス製の洋服」について、商標「JPOイギリス」
 (解説) この場合、商標が表す商品の品質である「生産地としてのイギリス」と指定商品が有する品質が一致していることから、本号に該当しないと判断する。

③ 役務「フランス料理の提供」について、商標「JPOフランス」
 (解説) この場合、商標が表す役務の質である「料理の内容としてのフランス」と指定役務が有する質が一致していることから、本号に該当しないと判断する。

(3) 商標中に、商品の品質等を表す文字等を有する場合であっても、出願に係る商標が、出願人の店舗名、商号、屋号等を表すものとして需要者に広く認識されており、需要者が商品の品質等を誤認するおそれがないと認められるときには、本号に該当しないと判断する。

3. 商標中に商品の品質等を保証するような文字、図形等がある場合

商標中に「〇〇博覧会金牌受領」、「〇〇グランプリ受賞」等の博覧会の賞等を受賞した文字・図形等がある場合に、当該博覧会等が4条1項9号の定める基準に該当しないときは、商品の品質等を表すものとして、博覧会の賞等を受賞した事実の立証を求め、立証されないときは、本号に該当すると判断する。

4. 地域団体商標について

地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質等の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号に該当すると判断する。

ただし、指定商品又は指定役務が、例えば、次のように商品の品質等の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は、この限りでない。

- ① 地域の名称が当該商品の産地であれば、「〇〇(地域の名称)産の△△(商品名)」とする。
- ② 地域の名称が当該役務の提供の場所であれば、「〇〇(地域の名称)における△△(役務名)」とする。
- ③ 地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇(地域の名

ただし、次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合はこの限りでないものとする。

(イ) 被服に係る商品において、商標中に「イギリス」の文字を含み、指定商品が「イギリス製の洋服」の場合

(ロ) 飲食物の提供に係る役務において、商標中に「フランス」の文字を含み、指定役務が「フランス料理の提供」の場合

なお、商標中に単に付記的に用いられている商品の産地・販売地又は役務の質を表す国家名、地名等の文字は、補正により削除することができるものとする。

ただし、国際商標登録出願に係る商標については、これらの文字等を削除する補正をすることはできない。

(新設)

4. 商標中に「〇〇博覧会金牌受領」、「〇〇大臣賞受領」等商品の品質又は役務の質を保証するような文字、図形等の標章があるときは、その事実の立証を求め、立証されないときは、第4条第1項第9号を理由として拒絶するものを除き、本号の規定を適用するものとする。

6. 地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。

ただし、指定商品又は指定役務が、例えば、次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は、この限りでないものとする。

- ① 地域の名称が当該商品の産地であれば、「〇〇(地域の名称)産の△△(商品名)」とする。
- ② 地域の名称が当該役務の提供の場所であれば、「〇〇(地域の名称)における△△(役務名)」とする。

称)産の□□(原材料名)を主要な原材料とする△△(商品名)」とする。

- ④ 地域の名称が当該商品の製法の由来地であれば、「○○(地域の名称)に由来する製法により生産された△△(商品名)」とする。ただし、例えば、「インドカレー」、「江戸前すし」のように地域との密接な関連性が希薄となり、一般的な製法と認識されるに至っている場合は、除かれる。

なお、上記は、地域団体商標における指定商品が「○○(地域の名称)に由来する製法により生産された△△(商品名)」と記載されている場合において、需要者がその商品について○○産の商品、又は、主に○○産の□□(原材料名)を用いた商品であるかのように品質を誤認するおそれがあるときに、本号の適用を妨げるものではない。

5. 本号に該当する場合の商標の補正について

本号に該当する場合の商標の補正については、この基準第13(第16条の2及び第17条の2)の1.(2)(イ)参照。

(削除)

- ③ 地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地であれば、「○○(地域の名称)産の□□(原材料名)を主要な原材料とする△△(商品名)」とする。

- ④ 地域の名称が当該商品の製法の由来地であれば、「○○(地域の名称)に由来する製法により生産された△△(商品名)」とする。ただし、例えば、「インドカレー」、「江戸前すし」のように地域との密接な関連性が希薄となり、一般的な製法と認識されるに至っている場合は、除かれる。

なお、上記は、地域団体商標における指定商品が「○○(地域の名称)に由来する製法により生産された△△(商品名)」と記載されている場合において、需要者がその商品について○○産の商品、又は、主に○○産の□□(原材料名)を用いた商品であるかのように品質を誤認するおそれがあるときに、本号の適用を妨げるものではない。

5. 商標の付記的部分に「JIS」、「JAS」、「特許」、「実用新案」、「意匠」等の文字又は記号があるときは、これらの文字等が補正により削除されない限り本号の規定を適用するものとする。

ただし、国際商標登録出願に係る商標については、これらの文字等を削除する補正をすることはできない。

2. 指定商品又は指定役務との関係上、品質又は質の誤認を生ずるおそれのある商品又は役務に対して拒絶理由の通知をした場合において、品質又は質の誤認を生じない商品又は役務に補正したときは、要旨を変更しない限り、その補正を認めるものとし、要旨を変更するときは、その補正を却下するものとする。

商標法4条1項17号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 312 1099 336">十五、第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）</p> <div data-bbox="192 344 1111 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 344 1111 552">日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="181 584 1099 647">1. 「産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章」及び「産地を表示する標章」について</p> <p data-bbox="181 655 1099 719"><u>産地を当該産地における文字で表示した標章のみならず、例えば、片仮名で表示した標章、その他その翻訳と認められる文字で表示した標章を含む。</u></p> <p data-bbox="248 759 607 791">(例) 片仮名で表示した標章</p> <p data-bbox="293 799 584 823"><u>「BORDEAUX」を「ボルドー」</u></p> <p data-bbox="293 831 674 855"><u>「CHAMPAGNE」を「シャンパーニュ」</u></p> <p data-bbox="293 863 629 887"><u>「琉球」を「リュウキュウ」</u></p> <p data-bbox="248 895 931 927">(例) その他その翻訳と認められる文字で表示した標章</p> <p data-bbox="293 935 831 959"><u>「BOURGOGNE」(仏語)を「BURGUNDY」(英語)</u></p> <p data-bbox="181 999 461 1031">2. 「有する」について</p> <p data-bbox="181 1038 1099 1102"><u>産地の誤認混同の有無は問わず、形式的に構成中に含むか否かにより判断するものとする。</u></p> <p data-bbox="248 1142 528 1174">(例) 「有する」場合</p> <p data-bbox="293 1182 887 1206"><u>商品「しょうちゅう」について、商標「琉球の光」</u></p> <p data-bbox="293 1214 1010 1238"><u>商品「ぶどう酒」について、商標「山梨産ボルドー風ワイン」</u></p> <p data-bbox="293 1246 931 1270"><u>商品「ぶどう酒」について、商標「CHAMPAGNE style」</u></p>	<p data-bbox="1144 312 2063 336">十五、第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）</p> <div data-bbox="1155 344 2074 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1155 344 2074 552">日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="1144 584 2063 679">1. 本号は、例えば、ぶどう酒又は蒸留酒の産地を当該産地における文字で表示した標章のみならず、片仮名文字、その他その翻訳と認められる文字で表示した標章を有する場合も適用するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1015 1234 1046">(新設)</p>

3. 「ぶどう酒」及び「蒸留酒」について

本号にいう「ぶどう酒」には、アルコール強化ぶどう酒が含まれるものとする。また、「蒸留酒」には、例えば、泡盛、しょうちゅう、ウイスキー、ウォッカ、ブランデー、ラム、ジン、カオリヤンチュー、パイカル等が含まれるが、リキュールは含まれないものとする。

2. 本号にいう「ぶどう酒」には、アルコール強化ぶどう酒が含まれるものとする。また、「蒸留酒」には、例えば、泡盛、しょうちゅう、ウイスキー、ウォッカ、ブランデー、ラム、ジン、カオリヤンチュー、パイカル等が含まれるが、リキュールは含まれないものとする。

商標法4条1項18号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 280 1099 308">十六、第4条第1項第18号（商品等が当然に備える特徴）</p> <div data-bbox="192 312 1111 419" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 312 1111 419">商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標</p> </div> <div data-bbox="192 456 1111 603" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="203 456 371 483">商標法施行令</p> <p data-bbox="203 488 1111 603">第一条 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音（役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音）とする。</p> </div> <p data-bbox="181 643 584 670">1. 本号を適用する場合について</p> <p data-bbox="181 675 1122 847">商品若しくは商品の包装又は役務の提供の用に供する物（以下「商品等」という。）が「当然に備える特徴」は、原則として、第3条第1項第3号に該当する商品等の特徴に含まれるものであるため、審査において第4条第1項第18号を適用するか否かが問題となるのは、第3条第1項第3号に該当するものであるが、実質的には第3条第2項に該当すると認められる商標についてである。</p> <p data-bbox="181 887 719 914">2. 商品等が「当然に備える特徴」について</p> <p data-bbox="181 919 1122 986">商品等が「当然に備える特徴」について、第3条第2項に該当するか否かの判断において提出された証拠方法等から、次の(1)、(2)又は(3)を確認する。</p> <p data-bbox="237 991 517 1018">(1) 立体商標について</p> <p data-bbox="282 1023 1122 1090">(ア) 出願された商標（以下「出願商標」という。）が、商品等の性質から通常備える立体的形状のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="282 1094 1122 1161">(イ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="237 1166 674 1193">(2) 色彩のみからなる商標について</p> <p data-bbox="259 1198 595 1225">次の(ア)及び(イ)を確認する。</p> <p data-bbox="282 1230 1122 1297">(ア) 出願商標が、商品等から自然発生する色彩のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="282 1302 1122 1369">(イ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な色彩のみからなるものであること。</p>	<p data-bbox="1144 280 1839 308">十六、第4条第1項第18号（商品等が当然に備える特徴）</p> <div data-bbox="1155 312 2074 419" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1155 312 2074 419">商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標</p> </div> <div data-bbox="1155 456 2074 603" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1167 456 1335 483">商標法施行令</p> <p data-bbox="1167 488 2074 603">第一条 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音（役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音）とする。</p> </div> <p data-bbox="1144 643 2085 847">1. 商品若しくは商品の包装又は役務の提供の用に供する物（以下「商品等」という。）が「当然に備える特徴」は、原則として、第3条第1項第3号に該当する商品等の特徴に含まれるものであるため、審査において第4条第1項第18号を適用するか否かが問題となるのは、第3条第1項第3号に該当するものであるが、実質的には第3条第2項に該当すると認められる商標についてである。</p> <p data-bbox="1144 919 2085 986">2. 商品等が「当然に備える特徴」について、第3条第2項に該当するか否かの判断において提出された証拠方法等から、次の(1)、(2)又は(3)を確認する。</p> <p data-bbox="1178 991 1458 1018">(1) 立体商標について</p> <p data-bbox="1178 1023 2085 1090">(イ) 出願された商標（以下「出願商標」という。）が、商品等の性質から通常備える立体的形状のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="1178 1094 2085 1161">(ロ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="1178 1166 1615 1193">(2) 色彩のみからなる商標について</p> <p data-bbox="1178 1198 1514 1225">次の(イ)及び(ロ)を確認する。</p> <p data-bbox="1178 1230 2085 1297">(イ) 出願商標が、商品等から自然発生する色彩のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="1178 1302 2085 1369">(ロ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な色彩のみからなるものであること。</p>

<p>(3) 音商標について 次の(ア)及び(イ)を確認する。</p> <p>(ア) 出願商標が、商品等から自然発生する音のみからなるものであること。</p> <p>(イ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な音のみからなるものであること。</p> <p>(4) 上記(1) (イ)、(2) (イ)又は(3) (イ)を確認するにあたっては、下記(ア)及び(イ)を考慮するものとする。</p> <p>(ア) 商品等の機能を確保できる代替的な立体的形状、色彩又は音が他に存在するか否か。</p> <p>(例)</p> <p>① 商品等の構造又は機構上不可避に生じる音であるか否か。</p> <p>② 人工的に付加された音であるか否か。</p> <p>(イ) 代替可能な立体的形状、色彩又は音が存在する場合でも、同程度（若しくはそれ以下）の費用で生産できるものであるか否か。</p>	<p>(3) 音商標について 次の(イ)及び(ロ)を確認する。</p> <p>(イ) 出願商標が、商品等から自然発生する音のみからなるものであること。</p> <p>(ロ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な音のみからなるものであること。</p> <p>(4) 上記(1) (ロ)、(2) (ロ)又は(3) (ロ)を確認するにあたっては、下記(イ)及び(ロ)を考慮するものとする。</p> <p>(イ) 商品等の機能を確保できる代替的な立体的形状、色彩又は音が他に存在するか否か。</p> <p>(例)</p> <p>① 商品等の構造又は機構上不可避に生じる音であるか否か。</p> <p>② 人工的に付加された音であるか否か。</p> <p>(ロ) 代替可能な立体的形状、色彩又は音が存在する場合でも、同程度（若しくはそれ以下）の費用で生産できるものであるか否か。</p>
--	--

商標法4条1項19号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>十七、第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもつて使用をする商標）</p> <p>他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>1. 「他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標」について</p> <p>(1) 需要者の認識について <u>需要者の間に広く認識されているか否かの判断については、この基準第3九（第4条第1項第10号）の1.を準用する。</u></p> <p>(2) 「外国における需要者の間に広く認識されている商標」について <u>我が国以外の一の国において周知であることは必要であるが、必ずしも複数の国において周知であることを要しないものとする。また、商標が外国において周知であるときは、我が国における周知性は問わないものとする。</u></p> <p>2. 「同一又は類似の商標」について <u>「需要者の間に広く認識されている」他人の商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は觀念上の繋がりがあるものを含め、その他人の商標と類似するものと判断する。</u> <u>ただし、その他人の商標が既成語の一部となっていることが明らかな場合等を除く。</u></p> <p>(例) 該当例は、この基準第3の十（第4条第1項第11号）の4.(2)(7)②と同様である。</p>	<p>十七、第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもつて使用をする商標）</p> <p>他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>2. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含むものとする。</p> <p>6. 周知性の認定に当たっては、この基準第3の九（第4条第1項第10号）の7.を準用する。</p> <p>3. 本号でいう「外国における需要者の間に広く認識されている商標」は、当該国において周知なことは必要であるが、必ずしも複数の国において周知であることを要しないものとする。また、我が国における周知性も要しないものとする。</p> <p>(新設)</p>

3. 「不正の目的」について

(1) 考慮事由について

「不正の目的」の認定にあたっては、例えば、以下の①から⑥に示すような資料が存する場合には、当該事実を十分勘案するものとする。

- ① その他人の商標が需要者の間に広く知られている事実
- ② その周知商標が造語よりなるものであるか、又は、構成上顕著な特徴を有するものであるか
- ③ その周知商標の所有者が、我が国に進出する具体的計画（例えば、我が国への輸出、国内での販売等）を有している事実
- ④ その周知商標の所有者が近い将来、事業規模の拡大の計画（例えば、新規事業、新たな地域での事業の実施等）を有している事実
- ⑤ 出願人から商標の買取りや代理店契約締結等の要求を受けている事実、又は出願人が外国の権利者の国内参入を阻止しようとしている事実
- ⑥ 出願人がその商標を使用した場合、その周知商標に化体した信用、名声、顧客吸引力等を毀損させるおそれがあること

(2) 不正の目的をもって使用するものと推認する場合

以下の①及び②の要件を満たすような商標登録出願に係る商標については、他人の周知な商標を不正の目的をもって使用するものと推認して取り扱うものとする。

- ① 一以上の外国において周知な商標又は日本国内で全国的に知られている商標と同一又は極めて類似するものであること。
- ② その周知な商標が造語よりなるものであるか、又は、構成上顕著な特徴を有するものであること。

4. 本号該当性の判断について

本号該当性については、周知度、商標の同一又は類似性の程度、不正の目的のそれぞれの判断要素を総合的に勘案して判断する。

(例) 本号に該当する場合

- ① 外国で周知な他人の商標と同一又は類似の商標が我が国で登録されていないことを奇貨として、高額で買い取らせるために先取りの出願したもの、又は外国の権利者の国内参入を阻止し若しくは代理店契約締結を強制する目的で出願したもの。

4. 「不正の目的」の認定にあたっては、例えば、以下の(i)ないし(h)に示すような資料が存する場合には、当該資料を充分勘案するものとする。

- (i) その他人の商標が需要者の間に広く知られている事実（使用時期、使用範囲、使用頻度等）を示す資料
- (ii) その周知商標が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであることを示す資料
- (iii) その周知商標の所有者が、我が国に進出する具体的計画（例えば、我が国への輸出、国内での販売等）を有している事実を示す資料
- (iv) その周知商標の所有者が近い将来、事業規模の拡大の計画（例えば、新規事業、新たな地域での事業の実施等）を有している事実を示す資料
- (v) 出願人より、商標の買取り、代理店契約締結等の要求を受けている事実を示す資料
- (vi) 出願人がその商標を使用した場合、その周知商標に化体した信用、名声、顧客吸引力等を毀損させるおそれがあることを示す資料

5. 本号の適用に当たっては、①及び②の要件を満たすような商標登録出願に係る商標については、他人の周知な商標を不正の目的をもって使用するものと推認して取り扱うものとする。

- ① 一以上の外国において周知な商標又は日本国内で全国的に知られている商標と同一又は極めて類似するものであること。
- ② その周知な商標が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであること。

1. 例えば、次のような商標は、本号の規定に該当するものとする。

- (i) 外国で周知な他人の商標と同一又は類似の商標が我が国で登録されていないことを奇貨として、高額で買い取らせるために先取りの出願したもの、又は外国の権利者の国内参入を阻止し若しくは代理店契約締結を強制する目的で出願したもの。

② 日本国内で全国的に知られている商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれだけではなくても出所表示機能を希釈化させたり、その名声等を毀損させる目的をもって出願したもの。

(ロ) 日本国内で全国的に知られている商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれだけではなくても出所表示機能を希釈化させたり、その名声等を毀損させる目的をもって出願したもの。

商標法4条3項

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準												
<p>十八、第4条第3項（第4条第1項各号の判断時期）</p> <p>第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>十八、第4条第3項（第4条第1項各号の判断時期）</p> <p>第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。</p>												
<p>1. 第4条第1項各号の判断時期について</p> <p>(1) 第4条第1項第1号から第7号、第9号、第11号、第12号、第14号、第16号又は第18号に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。</p> <p>(2) 第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号を適用するには、その商標登録出願が、出願時において各号の規定に該当し、かつ、査定時においても該当しなければならない。</p> <p>2. 国際商標登録出願等における「商標登録出願の時」について</p> <p>国際商標登録出願等が第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当するか否かの判断時期となる「商標登録出願の時」とは、以下のとおりとする。</p>	<p>3. 上記以外の第4条第1項各号の規定に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。</p> <p>1. 第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号を適用するには、その商標登録出願が、出願時において各号の規定に該当し、かつ、査定時においても該当しなければならないものとする。</p> <p>2. 国際商標登録出願等が第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当する商標であるか否かの判断時期となる商標登録出願の時とは、以下のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 802 663 868">出 願</th> <th data-bbox="663 802 1126 868">判 断 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 868 663 933">国際商標登録出願</td> <td data-bbox="663 868 1126 933">国際登録の日又は事後指定の日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 933 663 1311">第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願</td> <td data-bbox="663 933 1126 1311"> <p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複してい</p> </td> </tr> </tbody> </table>	出 願	判 断 時 期	国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日	第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複してい</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 802 1626 868">出 願</th> <th data-bbox="1626 802 2083 868">判 断 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 868 1626 933">国際商標登録出願</td> <td data-bbox="1626 868 2083 933">国際登録の日又は事後指定の日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 933 1626 1311">第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願</td> <td data-bbox="1626 933 2083 1311"> <p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複してい</p> </td> </tr> </tbody> </table>	出 願	判 断 時 期	国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日	第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複してい</p>
出 願	判 断 時 期												
国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日												
第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複してい</p>												
出 願	判 断 時 期												
国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日												
第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複してい</p>												

	<p>る指定商品又は指定役務ごとに商標登録出願の日が異なる場合がある</p>		<p>る指定商品又は指定役務ごとに商標登録出願の日が異なる場合がある</p>
<p>第68条の32に規定する商標登録出願（セントラルアタック後の国内出願）又は第68条の33に規定する商標登録出願（議定書廃棄後の商標登録出願）</p>	<p>国際登録の日又は事後指定の日</p>	<p>第68条の32に規定する商標登録出願（セントラルアタック後の国内出願）又は第68条の33に規定する商標登録出願（議定書廃棄後の商標登録出願）</p>	<p>国際登録の日又は事後指定の日</p>

商標法3条1項1号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）</p> <p>その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>(略)</p> <p>3. 本号に該当する場合の品種登録を受けた品種の名称について 品種登録を受けた品種の名称については、この基準第3の十二（第4条1項14号）の3. 参照。</p>	<p>三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）</p> <p>その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

商標法3条1項3号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>五、第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示）</p> <p>その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>(略)</p> <p>3. 商品の「品質」、役務の「質」について</p> <p>(4) 本号に該当する場合の品種登録を受けた品種の名称について 品種登録を受けた品種の名称については、この基準第3の十二（第4条1項14号）2. 及び3. 参照。</p> <p>(略)</p>	<p>五、第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示）</p> <p>その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>(略)</p> <p>3. 商品の「品質」、役務の「質」について</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

商標法3条1項6号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 344 943 368">八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）</p> <div data-bbox="192 376 1111 448" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="192 384 1111 440">前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標</p> </div> <p data-bbox="622 488 674 512" style="text-align: center;">（略）</p> <p data-bbox="181 552 741 576">6. 取扱商品の産地等を表示する商標について</p> <p data-bbox="215 584 1122 719">(1) 小売等役務に該当する役務において、商標が、その取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を表示するものと認識される場合は、本号に該当すると判断する。</p> <p data-bbox="215 759 987 783">(2) 本号に該当する場合の品種登録を受けた品種の名称について</p> <div data-bbox="215 791 1111 855" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="215 799 1111 855">品種登録を受けた品種の名称については、この基準第3の十二（第4条1項14号）2. 及び3. 参照。</p> </div> <p data-bbox="622 863 674 887" style="text-align: center;">（略）</p>	<p data-bbox="1144 344 1906 368">八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）</p> <div data-bbox="1155 376 2074 448" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1155 384 2074 440">前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標</p> </div> <p data-bbox="1585 488 1637 512" style="text-align: center;">（略）</p> <p data-bbox="1144 552 1704 576">6. 取扱商品の産地等を表示する商標について</p> <p data-bbox="1144 584 2074 719">小売等役務に該当する役務において、商標が、その取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を表示するものと認識される場合は、本号に該当すると判断する。</p> <p data-bbox="1155 759 1234 783" style="text-align: center;">（新設）</p> <p data-bbox="1585 863 1637 887" style="text-align: center;">（略）</p>